

第 55 回 盛岡市玉山区地域協議会 議 事 録

盛岡市玉山区地域協議会

第 55 回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成 26 年 10 月 2 日 (木)
13 時 30 分 から
場 所 玉山総合事務所 3 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議事録署名員の選出

5 議 事

(1) 報 告

- 報告第 1 号 県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想 (案) について
(説明者：環境部 中村廃棄物対策課長)
- 報告第 2 号 放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理方針について
(説明者：玉山総合事務所 小原事務長)
- 報告第 3 号 「桜の里整備事業」の基本設計について
(説明者：玉山総合事務所 小原事務長)
- 報告第 4 号 盛岡市玉山区渋民地区林野火災復旧対策について
(説明者：玉山総合事務所 小原事務長)

(2) 審 議

ア 諮問事項

- 審議第 1 号 姫神ふるさと学習センターの廃止について
(説明者：教育委員会事務局 菅原生涯学習課長)

イ 自主的審議事項

- 審議第 2 号 新市建設計画「道の駅設置事業」について
(説明者：玉山総合事務所 佐々木企画調整監兼総務課長)

審議第 3 号 委員提案事項について

(案件名：玉山区の設置期間延長及び玉山総合事務所の組織体制維持並びに農林部の移転について)

(説明者：佐々木由勝委員)

6 そ の 他

7 閉 会

盛岡市玉山区地域協議会 委員名簿

任期：平成26年2月13日～平成28年2月12日

	氏 名	所 属 団 体 等
会長	竹 田 孝 男	新岩手農業協同組合正組合員
副会長	村 山 美 栄 子	盛岡市青少年問題協議会委員
委員	岩 崎 隆	元全国農協青年組織協議会副会長
委員	太 田 司	盛岡市P T A連合会副会長
委員	駒 井 元	盛岡市環境審議会委員
委員	齋 藤 勲	盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員
委員	櫻 輝 夫	公募委員
委員	佐々木 由勝	玉山区自治会連絡協議会会長
委員	竹 田 か づ 子	玉山区女性団体協議会会長
委員	玉 山 麻 美	公募委員
委員	千 葉 進	盛岡商工会議所玉山地域運営協議会会長
委員	廣 内 久 行	盛岡市社会福祉協議会評議員
委員	米 田 二 郎	元市議会議員
委員	皆 川 ミ エ 子	盛岡市上下水道事業経営審議会委員
委員	湊 房 子	人権擁護委員

本議事録が正確であることを証し，下記に署名する。

平成26年11月7日 議事録署名員

米田=部  印

平成26年11月7日 議事録署名員

廣内久行  印

議 事 録

○ 会議概要

1 会議名

第55回盛岡市玉山区地域協議会

2 開催日時

平成26年10月2日（木） 13時30分から16時55分

3 開催場所

玉山総合事務所 3階 大会議室

4 出席者 (31名)

委員：竹田孝男 委員（会長） 村山美栄子 委員（副会長）

(11名) 太田司 委員, 齋藤勲 委員, 櫻輝夫 委員

佐々木由勝 委員, 竹田かづ子 委員, 廣内久行 委員, 米田二郎 委員

皆川ミエ子 委員, 湊房子 委員

(欠席者 岩崎隆 委員, 駒井元 委員, 玉山麻美 委員, 千葉進 委員)

市側出席者：福田玉山区長, 小原事務長

(20名) (環境部) 中村廃棄物対策課長, 細川廃棄物対策課計画整備係長

(農林部) 伊藤部長

(教育委員会事務局) 菅原生涯学習課長, 薄衣生涯学習課主査

(玉山総合事務所) 佐々木企画調整監兼総務課長, 村山参事兼税務住民課長

大澤参事兼産業振興課長

櫻庭税務住民課主幹兼課長補佐, 中村健康福祉課長補佐

泉館産業振興課主幹兼主任主査, 水澤建設課長

本山教育委員会事務局学務教職員課主幹兼玉山給食セン

ター所長, 畠山農業委員会事務局玉山分室主幹

事務局 (玉山総務課) : 佐々木主幹兼課長補佐, 吉田主査, 加藤主任

5 傍聴者 竹田浩久市議

マスコミ取材2社 盛岡タイムス, 岩手日報社

○ 会議内容

1 開会

(小原事務長) 定刻となりました。本日はお忙しところお集まりいただきまして大変ありがとうございます。玉山総合事務所の事務長の小原でございます。暫時の間進行を務めさせていただきます。よろしく願いをいたします。ただいまから第55回盛岡市玉山区地域協議会を開会いたします。

本会につきましては、委員総数の半数以上で会議が成立するという規定でございます。本日は、岩崎委員、それから駒井委員、それから玉山委員、千葉委員、4名の方から欠席のご通知を頂戴しておりますので、委員15名中11名の出席ということでございます。半数以上でございますので、本日の会議は成立しているということをご報告申し上げます。

それでは、会議に入ります前に、付議案件について変更がございますので、連絡を申し上げたいと思います。当初皆様方にお送りしておりました資料の中で、報告第2号として予定しておりました玉山区プラスチック製容器包装分別モデル収集について、これにつきましては当初は平成27年度からの実施に向けたデータ収集を目的として予定をしておりましたが、収集方法等についてさらに検討が必要ということでございましたので、実施時期を遅らせるということで、今回取り下げるとということでございます。大変申しわけございませんが、よろしく願いをいたします。なお、資料につきましては後ほど回収をさせていただきますと存じます。

したがって、本日の報告事項は4件でございます。皆様のお手元には、修正後の次第をお配りしておりますので、差しかえをお願いいたします。なお、資料につきましても、報告ナンバーが右上に入っておりますが、報告の3から5につきましては1号ずつ繰り上げるということで、資料番号につきましては、大変お手数ですけれども、修正をさせていただきますようお願いを申し上げます。

2 会長あいさつ

(小原事務長) それでは、竹田会長からご挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

(竹田会長) それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第55回盛岡市玉山区地域協議会を開催することとなりました。皆様方には、何かとご多用の中ご参集をいただきまして大変ありがとうございます。

さて、ご案内のように長野、岐阜県にまたがる御嶽山の突然の噴火によりまして、死者、けが人多数出ているというようなことでございまして、まことに痛ましい限りでございます。現在も救出活動が続けられておるわけでございますが、亡くなられた方々には哀悼の意を表する次第でございます。

国におきましては、こうした災害発生に伴いまして、全国で47の火山の監視強化に乗り出したということでございますが、私ども玉山区におきましても岩手山の問題、そしてご案内のように昨年の台風被害、さらには今春の林野火災等、さまざまな自然災害が発生し、

あるいは想定されるわけでごさいます、我々といたしましても災害に対する意識というものをより以上に高めていく必要があるかと思っておるところでごさいます。

本日は、ご案内申し上げておりましたように、報告事項4件、そして諮問事項1件、自主的審議事項2件でごさいます。協議会終了後におきましては、玉山区自治区制度検討会も予定しておりますので、委員の皆様からはご忌憚のないご意見をお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

(小原事務長) ありがとうございます。

3 区長あいさつ

(小原事務長) 続きまして、福田区長からご挨拶を申し上げます。

(福田区長) ご苦労さまでごさいます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま会長さんからもお話しございましたとおり、御嶽山の噴火ということで、大変多くの方が犠牲になっておるわけでごさいます、お悔やみ、そして見舞いを私からも申し上げる次第でごさいます。

さて、10月に入りまして、農家も収穫の秋ということで大変な忙しさの中にあるわけでごさいます。非常に豊作型の天候なわけでごさいますけれども、裏を返せば米価が大変な下落状況にごさいます。まだ正式な価格は決まっておらないわけでごさいますけれども、昨年の価格から60キロで約3,000円の下落ということでごさいます、農家の方々も再生産価格を割るというようなことで、この秋、喜びの秋になるはずのものが非常に力の入らない収穫の時期であると、こういう思いでごさいます。しかしながら、忙しさには変わりはないわけでごさいます。

そういう面を捉えながらも、本日は皆様方におかれましても大変お忙しいところ、第55回の地域協議会にご出席をいただきました。心から感謝と御礼を申し上げる次第でごさいます。

ことしの夏も非常に厳しい暑さであったわけでごさいます、9月に入ってから25度前後という過ごしやすい毎日が続いたわけでごさいます。間もなく二十四節気の寒露が近づいておるわけでごさいます、一層秋の気配が濃くなっていくという時期になるわけでごさいます。

さて、今年も8月、9月におきましては玉山区の夏まつり、あるいは啄木の里ふれあいマラソンなど、玉山区内で大きなイベントが続いてまいりました。また、先月20日においては岩洞湖まつりが開催されました。まさに好天に恵まれまして、多くの方々、数字で申し上げますと約1,800名の方々においでいただいたわけでごさいます、非常ににぎわいのごさいました。これまた皆さんからのご協力もあったわけでごさいます、心から感謝を申し上げる次第でごさいます。

また、この時期は敬老会が各地で開催されたわけでごさいます。私もお招待をいただきそれぞれの地区においての敬老会に参加させていただき、ご長寿をお祝いして参ったところでごさいます。特にも多くの方々が高齢にわたりまして社会に貢献され、あるいは我々

玉山区におきましても非常なお力をいただいておりますので、このことを心から感謝を申し上げ、健康で、そしてまた元気にこの後もお過ごしになられるよう励ましをしながら参ったところでございます。

さて、本日は報告事項が4件、諮問事項が1件、自主的審議事項が2件という協議をお願いするわけでございます。皆さんのご忌憚のないご意見等を賜りながら、きょうのこの協議会がスムーズに進められることを心からお願いを申し上げながら、粗辞、雑駁でございますけれども、開会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

4 議事録署名員の選出

(小原事務長) 次に、次第4、議事録署名員の選出ということでございますが、ここからは竹田会長に議長をお務めいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

(竹田会長) それでは、議事録署名員の選出でございますけれども、慣例によりまして私からご指名いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) 異議がないようでございますので、ご指名を申し上げます。廣内久行委員、米田二郎委員、このご両名にお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

5 議 事

(1) 報 告

(竹田会長) これより議事に入ります。

会議は公開で行います。

最初に、報告第1号 「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想(案)について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

(中村廃棄物対策課長) 環境部廃棄物対策課、中村と申します。よろしくお願い申し上げます。本日は、盛岡広域振興局管内の3市5町及びごみ・し尿処理を行う6つの一部事務組合が取り組んでおります県央ブロックごみ・し尿処理広域化につきまして、その基本構想(案)がまとまってまいりましたので、説明を申し上げます。

お手元の資料、「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想(案)について」の1ページをごらんください。初めに、1、策定の背景につきましては、平成9年に当時の厚生省からダイオキシン類の削減対策による環境負荷の低減とごみ処理の効率化を図るといたしまして、都道府県単位でごみ処理広域化計画を策定するよう通知されてございます。岩手

県では、これを受けまして、平成11年3月に岩手県ごみ処理広域化計画を作成しております。県の計画では、本市を含む現在の盛岡広域8市町を盛岡ブロックといたしましたことから、平成12年11月に準備協議会を設置いたしまして、広域化の検討を開始し、これまで協議を重ねてまいりました。広域化には幾つかの課題があるものの、さまざまな効果が期待できますことから、広域化の推進を図ろうとするものでございます。

次に、2、策定の目的であります。協議会では、ブロック内における効率的なごみ処理や環境負荷の低減、循環型社会の形成を目指すとともに、県広域化計画を踏まえた将来の廃棄物処理の方向性を示すため、基本構想を策定するものでございます。

次に、3、広域化基本構想策定の実施主体でございます。県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会となります。この協議会は、盛岡広域の3市5町と、ごみまたはし尿処理を行っております6つの一部事務組合により構成されているものでございます。

裏面、2ページをお開きください。4、基本構想（案）による広域化の方向性につきましてでございます。ごみ処理につきましては、平成29年度に新組織の設立と地域計画の策定を目指します。新ごみ焼却施設につきましては、6つの既存ごみ焼却施設を1つに集約し、平成41年度から新焼却施設の稼働を目指すものでございます。また、新ごみ焼却施設の建設予定地は、県央ブロックの地勢、ごみ排出量、人口を勘案し、盛岡市と想定してございます。

し尿処理につきましては、将来的に施設の集約化による広域化を検討してまいりますが、当面は盛岡北部行政事務組合と盛岡地区衛生処理組合の2施設は施設の延命化により対応し、平成29年度で受け入れ停止を予定している紫波、稗貫衛生処理組合につきましては、今後新たな処理方法を検討することとしてございます。

次に、5、構想の策定期間につきましては、平成26年10月下旬に開催する広域化推進協議会での策定を予定しております。

6、計画期間につきましては、基本構想策定年度の平成26年度から新ごみ焼却施設の稼働年度の平成41年度までの期間となっております。

次に、7、基本構想（案）の構成につきまして、ごらんとおりの構成となっておりますが、構想案の概要の抜粋を本日は別資料で用意してございますので、後ほど説明させていただきます。

最後に、資料3ページ、8、基本構想策定のスケジュールについてでございます。今年度は協議会におきまして5月、6月に構成団体の課長等で構成する幹事会を開催し、検討を進めてまいりました。

7月には、構成8市町の首長へ本構想（案）の概要と策定に向けたスケジュール等について説明を行っております。

8月には、本市の市議会全員協議会において説明を行いました。また、本市以外の構成団体におきましても議会全員協議会での説明、ごみ及びし尿処理施設周辺の住民の方々に対する説明会を開催しております。

9月には、構成市町においてパブリックコメントを実施し、最終的には10月に協議会を開催し、本構想を策定する予定としてございます。

それでは、続きまして県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想（案）の概要につきまして、抜粋資料となりますが、説明を申し上げます。別紙資料をごらんいただきたいと思います。

思います。

1 ページをごらんください。基本構想策定の経緯についてでございます。先ほどご説明もいたしました。策定の背景と重複する部分もございますので、主な経緯について説明させていただきます。平成9年の国の通知に基づきまして、平成11年に岩手県は県内を6つの広域ブロックに分け、ごみ焼却施設をブロックごとに1カ所に集約するという広域化計画を策定いたしました。これを受けまして、盛岡地方振興局管内の市町村で構成される盛岡ブロックでは、盛岡ブロックごみ処理広域化推進計画を策定し、盛岡地方振興局を事務局とする盛岡ブロックごみ処理広域化準備協議会を設置いたしました。その後、盛岡市を事務局とした県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会と名称を改めまして、平成24年度に広域化基本構想骨子を策定いたしました。これまでの間、盛岡市議会への説明につきましては、平成22年の全員協議会、また24年2月、12月の産業環境常任委員会におきまして、取り組みの状況等につきまして説明してまいりました。

次に、2ページをごらんください。(2)、基本方針について。①、3Rの推進を図りながら低炭素社会の実現を目指す。

②、環境の負荷に配慮し、災害対策強化を踏まえた廃棄物処理システムを目指す。

③、効率的な廃棄物処理システムを目指すとしてございます。

次に、(3)、広域化基本構想の計画期間は、平成26年から平成41年度まで。

次に、2、広域化のメリット、デメリットについてでございます。メリットとしては、集約化により建設費、運営費等、コストが大幅に削減されること、CO₂の排出や有害物質類が抑制でき、環境負荷が減ること、安定的な稼働と高度技術の活用が図られること、耐震化、浸水対策の推進によるシステムの強靱化が図られることなどがございます。

一方、デメリットにつきましては、収集運搬距離の増加に伴い収集運搬コストが増加すること、交通量の増加による環境負荷の一部増加と焼却施設周辺の車両集中による交通混雑の発生などがございますが、広域化によるさまざまな効果が期待できますことから、デメリットをできるだけ減らす方策の検討を重ねながらブロック内の広域化を進めていくこととしてございます。

次に、3、ごみ処理の現況と課題についてです。県央ブロックのごみ焼却施設は、資源化施設などの多くで老朽化が進行いたしてございます。施設の維持管理費が増加している状況にあります。施設更新が今後の検討課題となっております。

4、ケース比較でございます。施設更新のさまざまなケースを比較した中で、6施設を建てかえた場合と広域化により1施設に集約した場合の比較結果を記載してございます。生涯コスト、LCCと環境負荷、LCAの指標を用いまして比較いたしました。算定期間は、新施設の稼働前の15年間と稼働後の15年間の合計30年間を設定いたしました。

(1)のLCC、ライフサイクルコストにつきましては、グラフ右の全体合計では6施設の建てかえの場合1,793億円に対しまして、1施設に集約した場合1,352億円となり、約441億円、約25%の経費削減となります。また、全ての構成市町で負担額が削減されると試算しております。

盛岡市につきましては、ごみ焼却施設の建てかえで建設費、運営費、収集運搬費等が886億円との試算に対し、1施設に集約した場合の負担額が660億円となり、226億円の経費削減という試算結果になってございます。

次に、3ページの(2)、LCA、ライフサイクルアセスメントについてでございます。二酸化炭素、CO₂の排出量を指標にして算出した結果となります。6施設の建てかえよりも1施設への集約化のほうがCO₂排出量が9.6%低く、環境負荷の面でも集約化が有利となっております。

また、4ページの比較において、経済性、環境負荷、技術、災害対策の各項目において集約化が有利な傾向にございます。

次に、5ページをごらんください。広域化の方向性、(1)、焼却施設につきまして、既存6施設は延命化を図りながら平成40年度まで稼働を継続いたす予定でございます。新施設は、平成41年度稼働開始を目指します。新施設の建設地は、県央ブロックの地勢、距離、あるいは交通事情等を考慮し、またごみの排出量、人口を勘案し、盛岡市を想定しております。施設の処理能力につきましては、1日約500トン程度と見込んでございます。

(2)、その他の施設、破碎選別、資源化处理施設、最終処分場につきましては、当面は既存施設を活用し、将来的に広域化を目指します。収集運搬は、既存体制を維持し、できるところから統一を検討いたします。

(3)、設立時の事務範囲につきましては、平成29年度に設立する新組織が共同処理する事務について、表の丸印の項目となります。ごみ処理計画の策定、新ごみ焼却施設の設置、管理、運営及びごみの中継運搬になります。

次に、6ページをごらんください。今後のスケジュールでございます。既存施設は、平成40年度まで稼働を継続し、平成41年度から新施設に集約する予定としております。平成27年度に広域化準備室を設置し、平成29年度、新組織として新しい一部事務組合の設立を目指します。新組織では、施設の基本計画や環境影響評価等の事務を行い、新施設の整備を具体的に計画し、実施する予定としております。

次に、7のし尿でございます。(1)、し尿処理施設の現状と課題につきまして、県央ブロック内には盛岡北部行政事務組合、盛岡地区衛生処理組合、紫波、稗貫衛生処理組合の3つのし尿処理施設がございます。この中で、紫波、稗貫衛生処理組合の施設は老朽化が著しくなっております。組合としては、平成29年度し尿処理の受け入れを終了、平成30年度の組合解散を予定しておりますことから、これにかわる施設の検討、都南地域のし尿の処理先を検討することが必要となっております。

また、盛岡地区衛生処理組合と盛岡北部行政事務組合の集約化の検討に当たっては、盛岡北部行政事務組合が行っている介護保険事務をどのように扱うかが課題となっております。

次に、(2)、し尿処理の広域化の方向性、①、し尿処理施設の事業主体についてですが、平成29年度までは現在の3組織体制となりますが、平成30年度の紫波、稗貫衛生処理組合解散後は、これにかわる新たな広域組織は設立しないこととしております。

次に、②、し尿処理施設の整備につきまして、紫波町と矢巾町では紫波、稗貫衛生処理組合のし尿受け入れ終了、解散にあわせて、新しいし尿処理施設の整備を計画してございます。盛岡市は、都南地域のし尿の処理先を早急に検討する必要があります。また、盛岡北部行政事務組合と盛岡地区衛生処理組合の集約につきましては、県の流域別下水道整備総合計画との整合性を図りながら検討する必要があります。

次に、7ページをごらんください。③、今後のスケジュールについてでございますが、

盛岡北部行政事務組合と盛岡地区衛生処理組合につきましては、当面は施設の延命化を図り、平成36年度以降に集約化を検討することとしてございます。

紫波、稗貫衛生処理組合は、ただいま説明を申し上げました内容が記載されてございます。

以上で説明は終わらせていただきます。

なお、お手元には基本構想（案）の本編と概要版も配付してございますので、後ほどお目通し願いたいと存じます。

（竹田会長）ありがとうございました。ただいまの説明にご質問、ご意見のある方、挙手をしてご発言をお願いいたします。ございませんか。

櫻委員。

（櫻委員）まだその場所とか、面積とか、候補地とかは決まっていますか。

（中村廃棄物対策課長）お答えします。

場所、あるいはその処理場の面積、構造とか処理方式等につきましては、平成27年度に施設整備に関する検討委員会という新しい委員会を立ち上げて、環境保全とか廃棄物に関する専門知識を有する方々を委員として構成しまして、その委員会において今後選定事務を進めていただくという予定にしております。現在のところは、具体的な内容は未定となっております。

（櫻委員）大体の予定地もまだ全然白紙ということ。

（中村廃棄物対策課長）はい、現在のところは白紙ということでございます。

（竹田会長）ほかにもございませんか。

廣内委員。

（廣内委員）既存の施設なのですが、耐用年数というか、その辺はいつごろまでになるのですか。

（中村廃棄物対策課長）お答えします。

既存の施設の耐用年数ということで、それぞれ6つの施設がございまして、建築年がばらばらになってございますが、一般的に廃棄物というかごみ焼却施設につきましては、20年から25年というふうに言われております。ただ、実際にはそれぞれ施設を補修しながら、30年ほど使用しているというケースが多くなっているように存じております。

（竹田会長）廣内委員。

（廣内委員）ゆびあすのところは、あと何年ぐらい使えるということなのですか。

(中村廃棄物対策課長) ゆびあすにつきましては、盛岡市のクリーンセンターの熱を利用して、熱利用施設としてプールと温泉といいますか、お風呂を設置しておりますが、プール、浴場の耐用年数につきましては、大体30年ぐらいというふうになってございます。クリーンセンター新しく建てたときが平成10年でございます。その数年後にゆびあすがたしかできてございますので、それから30年ぐらいという形になると思います。

(竹田会長) ほかにございませんか。
湊委員。

(湊委員) 何日か前の新聞に、地域住民が、ごみ焼却施設が大きくなるのを、地権者というか周りの地域住民の人が反対しているというような記事がたしか載ってございましたけれども、やはりごみ焼却施設を大きくする、新しくつくるということを歓迎する地域は多分ないのではないかと思いますけれども、その辺は40年までには確保しなければならないことだと思いますけれども、この前の新聞では何も盛岡に持ってくる必要がないのではないかなというようなことを発言されている方もいらしたのですが、もう盛岡というのは、大体その線で行くのでしょうか。

あと、既存の施設で老朽化したものは取り壊しになるのでしょうか。

(中村廃棄物対策課長) お答えします。

先日たしか盛岡タイムスさんだったと思うのですが、今既存のごみ焼却施設、クリーンセンターの周辺の住民の方を対象にということで、松園、上米内地区で住民説明会をしました。玉山区においても、岩手・玉山の組合の焼却施設の周辺の住民の方を対象に、そして門前寺の最終処分場の周辺の住民の方を対象にということで、広域化の住民説明会をさせていただきました。この間の新聞に出た内容につきましては、上米内の説明会の様子でございました。その中では、やはり自区内処理、廃棄物及び清掃に関する法律の中では、家庭から排出される一般廃棄物の処理については自区内、いわゆるその市町村の責務で処理をするようにということがうたわれてございます。ということで、よそのエリアからのごみを持ってこないで、自分の市なりのごみは市で処理する、それぞれ独立してやればいいのではないかなというような意見だったと思います。ただ、こういった広域化につきましては、玉山区においては盛岡市と合併する前に、岩手町さんと玉山村とで共同処理をするということで地方自治法の一部事務組合、共同事務をするという制度の中でごみ処理をするということで、そういったことも廃掃法の中で自区内処理というふうにうたわれているものについては、共同処理をするというエリアを1つの区域として処理するというように進めております。今回の広域化につきましても、3市5町の8市町のエリアを1つの区域といたしまして処理するという考え方で広域化を進めているところでございます。

そういった、ちょっと基本的な部分の考え方が違うということがございまして、さらに現在のクリーンセンターは、1日当たり405トンの処理能力がございまして、これを今回集約化して8市町のごみを処理するためにということで、1日500トンの処理能力を想定して設定して今回の構想をつくったわけですが、そういった形で規模が大きくなるということに

ついて、排出されるCO₂なり有害物質がそのエリアに集中するという点について、まずできるだけこの地域には来てほしくないというような意見がございました。

それとあと、何で盛岡市なのということがございました。これについては、先ほども盛岡市を想定する際は、まずブロック内のほぼ中心に位置するという、交通の面、あるいは距離的な面でもほぼ中心に位置するという点と、そしてごみの排出量については、ブロック内のごみの64%を盛岡市が排出してございます。そして、人口につきましては、ブロック内の62%が盛岡市で占めてございます。その盛岡市から排出されるごみを別な市町に搬出して処理をするよりは、盛岡市のエリアの中で処理をするというふうにするほうがCO₂の排出、あるいはコストの面でも有利だろうということで、盛岡市を想定してこの構想を策定したということの説明をさせていただきます。

既存施設の解体につきましてですが、まず既存の6施設につきましては、1施設に集約するという点で、その機能がなくなりますので、そちらについてはそれぞれ現在管理している団体が解体をするとか、活用するとかということをやっていくこととなります。

ただ、6施設を1施設に集約した場合に搬送距離が長くなってまいりまして、車両がふえるとかということになりますと、コストあるいはCO₂の面でかさむ部分がございますので、中継施設というのを想定してございます。中継施設は、例えば遠隔地からごみを今のごみ収集車、2トン車ぐらいのやつが全部の台数が盛岡に集まってくるというのは非効率的でございますし、CO₂の排出も大分ふえるということで、中継施設を3カ所、岩手・玉山の現在の焼却場、それと八幡平市の焼却施設、そして矢巾町にございます盛岡・紫波地区環境施設組合の施設の3カ所に中継施設を設置しまして、それぞれその施設で2トンから4トン車で集めてきたごみを10トン車に詰めかえをしまして、そしてそこから1カ所に集約された盛岡の焼却場に運ぶというふうなことを想定してございます。したがって、その3カ所の焼却施設については、その中継施設への活用ということも想定されてございます。

以上でございます。よろしかったですか。

(竹田会長) よろしいですか。

ほかに。佐々木委員。

(佐々木委員) 趣旨、その他については、広域化の中でわかりますけれども、設置場所については、今湊委員からも出ましたけれども、大きくすればするほど設置場所の住民は、その分苦勞するわけです。行政経費や、あるいはいろんな面での経費節減はご説明のとおりですけれども、大きくなった施設の建つ場所が大変な弊害を受けるわけです。それについては、どう見ても盛岡市が受けるということは、これはやむを得ない話で、広域をまとめる上では市長の判断が必要なわけですが、それでやむを得ないと思うのですが、さらに追いつめてみると、最終的には玉山区なのですよ、建てる場所は。交通の便からいっても、先ほど言った住民の反対意見をまとめても、人口の少ない、自然豊かなふるさとに建つと、我々とすれば読まなければならない。しかし、それを「やめようよ」なんていう話は、地域住民の皆様方は言えると思いますが、私としてはこの想定される、我々玉山区の中も含めて住民との話し合いを、行政先行型ではなくて、本当に話し合いを詰めて詰めて、ご理

解をいただきながら、建てる場所については、中継施設も含めて十分な話し合いをするようにお願いをします。要望だけです。よろしく申し上げます。

(中村廃棄物対策課長) 今後施設の検討委員会等を立ち上げてまして、候補地の選定方法をどういうふうにしたらいのかというところから話を持っていくわけですが、そういった中で候補地となる箇所が出てきたときには、いずれ住民の方々と十分にお話をさせていただきます、合意形成を図りながら進めるというふうにして考えてございますので、よろしくお話ししたいと思っております。

(竹田会長) そのほかございませんか。
どうぞ、皆川委員。

(皆川委員) 住民の人たちに説明するときに、交通量がふえるのはもうわかるのですが、環境に対する負荷の問題は、大気汚染にしろ、地下水にしろ、いろんな形の想像外の想像以上のものが起こり得ることもあると思うのです。そのときに、過少の説明はしないで、なるべく万が一のことも考えるような形で説明して、理解していただけるようにしたらいと思っております。メリットは8市町に及ぶのですが、デメリットは設置場所にしか起きませんので、その点余り小さくは考えないでいただきたいと思っております。

(中村廃棄物対策課長) そういった形で、いずれ最近ですとも思いも寄らないことが時々発生したりしてございますので、そういったことも、思いも寄らないというのはなかなか想像できないのですが、いろいろな状況を踏まえながら住民に不利にならないように、できるだけデメリットを減らすようにということに努めてまいりたいと思っております。

(竹田会長) ほかになければ、報告第1号を終わりたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) 異議ないようでございますので、報告第1号を終わります。
説明者の入れかえがございまして、暫時お待ちください。

それでは、報告第2号 「放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理方針について」を議題といたします。
説明を求めます。

(小原事務長) ご説明を申し上げます。

提案者につきましては、玉山総合事務所と、それから環境部からのご報告事項ということになります。よろしくお話しをいたします。

それでは、玉山区における放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理方針についてご説明を申し上げます。最初に、1の現状と課題でございまして、平成23年の福島第一原発

事故の影響によりまして、放射性物質に汚染された牧草、それからシイタケのほだ木等の農林系副産物は、岩手・玉山環境組合管内におきましては約680トン発生してございます。現在管内に一時保管をしている状況にございますけれども、国では国の基準でありますキログラム当たり8,000ベクレル以下のものについては、市町村において一般廃棄物として適正に処理するよう指導しております。県におきましてもガイドラインを策定し、優先的に処理に取り組むこととしているところでございます。

既に県内の12市町村におきまして焼却処理が実施されておきまして、その全てにおいて現在のところ安全性が確認されている状況でございます。

次に、2の発生量でございますけれども、総発生量は677.4トンで、岩手町で514.4トン、玉山区で163トンとなっております。詳細につきましては、盛岡市分といたしましては牧草が143.1トン、稲わらが0.7トン、それからシイタケのほだ木が19.2トンとなっております。

次に、3の処理方針でございますけれども、一般廃棄物焼却施設でございます岩手・玉山清掃事業所に運搬の上、焼却処理を行いまして、焼却灰については岩手町、それから玉山区それぞれの最終処分場において埋め立て処分することを計画しております。

なお、焼却に際しましては、一般ごみとまぜて燃やすという混焼による放射性物質濃度の抑制、それから焼却施設や最終処分場周辺の放射性物質濃度や空間線量の定期測定により、安全性の確保に努めるところでございます。

次に、4の処理計画量及び処理期間でございます。処理につきましては、日量1トン程度の処理を予定してございます。年間稼働が245日となっておりますので、おおむね2年10カ月の処理期間を目安としてございます。

次に、5の実施主体及び処理施設でございます。岩手・玉山環境組合が実施主体、それから岩手町、盛岡市が共同実施主体となり、連携して処理を実施したいというふうに考えてございます。焼却施設は岩手・玉山清掃事業所、それから焼却灰の最終処分場はそれぞれの管内でございます。盛岡市につきましては、盛岡市玉山区門前寺地区の玉山廃棄物処分場ということをご計画してございます。また、牧草等を焼却する前に細かく裁断をする必要がございます。前処理施設でございますが、それにつきましては焼却施設の敷地内に仮設で設置をするということをご考えてございます。

次に、6の試験焼却及び住民説明会の実施でございます。試験焼却を今月中旬ぐらいに4日間ほどの日程で、牧草、ほだ木、各1トンずつで行いたいというふうに考えてございます。

また、(2)の住民説明会でございますけれども、焼却施設及び最終処分場の周辺住民の皆様に対しまして、試験焼却前と試験焼却後に2回実施することとしておきまして、1回目は記載してございますように9月中旬に実施済みでございます。今後試験焼却後に結果をご報告する2回目を実施したいというふうに考えてございます。

次に、7の最終処分場への焼却灰の受け入れ基準でございますけれども、先ほど申し上げましたが、国の基準値、キロ当たり8,000ベクレルを大きく下回りますキロ当たり1,000ベクレルの基準値を独自に定めて、安全性に配慮したいというふうに考えてございます。

なお、本件につきましては8月20日に岩手・玉山環境組合の議員全員協議会、それから8月26日と9月3日には盛岡市、岩手町それぞれの議会議員全員協議会で既に説明を終え

ているものでございます。
説明は以上でございます。

(竹田会長) 説明が終わりました。それでは、委員の皆さんから質問、ご意見等をお受けいたします。ございませんか。
どうぞ、佐々木委員。

(佐々木委員) 教えていただきたいのですけれども、それぞれの地域で出たものは自分のところでやろうよというのは基本だと思うのです。ごみだとか、こういった廃棄物については、そういう意味ではよろしいと思いますが、この2カ所の最終処分場、あと例の焼却する場所の説明会をなさったようですが、そのときのご意見だとか雰囲気はいかがだったでしょうか。手を挙げて賛成だったでしょうか。よろしくをお願いします。

(村山参事兼税務住民課長) では、私からお答えを申し上げます。

最初に、寺林の焼却場の説明会をやったのですが、20人ほど参加いたしました。その中で出されたのは、やはり放射能に対する汚染は大丈夫なのかというような心配、ガス、あるいは水の問題、あの辺の地域の人たちは湧き水、井戸等をやっている方々が4軒ございますので、組合のほうでは水は場内で処理するというようなお話がありましたけれども、やっぱりそういった水に対する不安といいますか、そういうようなことが出されました。

あとは、最終処分場のほうでは、高台といいますか、そっちにありますので、余り影響がないと言えましょうですが、車両が通る程度で、排水もそのまま四十四田に出るわけでございます。直接地区の住民の生活には余り支障がないというようなことが話されたので、おおむね理解はいただいたものというふうに思っております。

以上です。

(佐々木委員) ありがとうございます。

基準以下の量ですから、科学的に根拠があるわけですから、そういう心配はないとは思いますが、ぜひ風評被害等については、先ほど区長のご挨拶にもありましたが、これだけ米だとか何かの余る時代でありますから、産地間競争の世界の中で風評被害による損失が出ないような指導等についてもきめ細かに対応されるようお願いをして、発言を終わります。

以上です。

(竹田会長) ほかにございませんか。

(「なし」 の声)

(竹田会長) なければ、この報告第2号を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) それでは、報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号 「桜の里整備事業」の基本設計について」を議題といたします。
提案者の説明を求めます。

(小原事務長) 引き続きまして、玉山総合事務所からの報告事項ということになります。私のほうから引き続き説明をさせていただきたいと存じます。

新市建設計画の一つでございます「桜の里整備事業」の基本設計について説明を申し上げます。本事業につきましては、平成23年度以降地元の方々と協議をしております。昨年度には基本設計を作成いたしまして、今年度からは実施設計を行うこととしておりますので、その概要についてご説明を申し上げます。

お手元には、会議資料と、それから図面が3部及び基本設計の概要版を配付してございますけれども、本日は会議資料と図面により説明を申し上げます。基本設計の概要版は、後ほどお目通しさせていただきたいと存じます。

それでは、会議資料を説明いたします。まず、1の事業の目的でございます。本事業につきましては、平成10年、11年に地域の皆様、それから旧玉山村の中の自治会、あるいは首都圏に在住のふるさと玉山会の皆様によりまして植樹された1万本のオオヤマザクラ植栽地、ここを整備いたしまして、観光客の誘致と地域の活性化を図ることを目的として事業を実施しようというものでございます。

次に、2の事業概要でございます。事業主体は盛岡市ということになります。

それから、事業期間につきましては、平成23年度から28年度までを予定しております、これまで用地測量、それから構想の策定、基本設計を行ってまいりまして、今年度から実施設計、そして一部の工事に入るというものでございます。

予定地につきましては、皆さん既にご存じだと思いますが、もう一度説明をさせていただきますが、玉山区の日戸地内、オオヤマザクラを植栽いたしましたサクラパーク姫神の中で地元の牧野農業協同組合所有地をお借りして整備をするということにしております。

お手元の図面1をごらん願います。場所につきましては、啄木生まれの常光寺の東側の天峰山を望む場所ということで、東側には外山、岩洞湖、あるいは北側には姫神山が控える場所ということでございます。

右下の図2にございますとおり、周辺には岩洞第一発電所、あるいは日戸パークゴルフ場がございます。

次に、予定地面積でございますが、5万2,197平方メートル。

それから、事業費は約1億5,000万円ということで、辺地対策事業債をほぼ全額充当するという予定でございます。

事業概要につきましては、後ほど図面でご説明を申し上げます。

次に、3の基本設計概要でございますけれども、(1)の整備コンセプトでございますが、ふるさと玉山を愛する人や自然を愛する人々が集い、花や草木を愛で体感し、交流する場を整備するというふうにしてございます。

整備方針は、コンセプトに従いましてオオヤマザクラの鑑賞を楽しむ場の創出、それから自然との一体感、新たな魅力の創出、市民協働による維持管理、それから周遊観光を考

慮した施設整備としてございます。

(3) の設計上の基本的な考え方でございますが、ゾーニングによる導入施設計画、それから来場者の滞留を考慮した遊歩道計画、魅力的な景観創出のための景観構成計画を基本としてございます。

次に、(4) の基本設計でございまして、お手元の図面によりご説明を申し上げます。図の3をごらん願います。まず、ゾーニングにつきましては、お出迎え、それから休憩ゆったり、それから親水、それから森林浴、紅葉、眺めという5つのゾーンと考えてございます。造成についてでございますけれども、必要最小限にとどめることとして、駐車場、遊歩道、展望台地、見晴台の造成を実施するほか、眺望を確保するため牧野農協と協議の上、図面右側のほうに現在は杉林がございましてけれども、一部を伐採して、後で広葉樹等の植栽を適宜行いたいというふうに考えてございます。

それから、広場につきましては左側のところにあります芝生広場、それから中央部の親水広場、それから上側、上部のほうに見晴台と展望台地の4カ所の広場を計画してございます。

駐車場は40台分を整備することとしておりますが、予備として道路向かいの既設の、砂利敷きでございまして、70台分のスペースも確保しておきたいというふうに考えてございます。

それから、休養、便益施設として、大人40人程度が一度に収容可能なあずまやを整備してまいりたいというふうに考えてございます。雨天時の利用も考慮いたしまして、バス1台程度の来場者を一度に収容できる規模としております。

トイレにつきましては、簡易水洗方式でございまして、イベント等、一時的な利用者増加の際には、仮設のトイレの設置により対応したいというふうに考えてございます。

それから、敷地内のベンチ等につきましては、木製ベンチと、それから御影石のベンチを地域産の材料を使いまして適宜配置したいというふうに思っております。

修景施設計画でございましてけれども、景観や季節感を考慮した植栽を行ってまいりたいと思います。

次に、図の4をごらん願います。遊歩道につきましては、図のとおり6コースの設定を行って、歩行者の安全性を考慮して滑りにくい構造として、また一部急傾斜区間には階段を設けたいというふうに考えてございます。

それから、敷地内の橋梁、橋につきましては図の中央部と右側のほうに2つの橋がございましてけれども、既存の鉄製、それから木製の橋につきましては改修整備をすることとしてございます。

それから、維持管理計画でございましてけれども、施設設備の定期点検、草刈り、清掃等を可能な限り地元の皆様と市民協働により実施してまいりたいというふうに考えてございます。

それでは、最後にお手元の会議資料に再びお戻りいただきたいと存じます。最後の4の今後の予定でございましてけれども、平成28年度まで、そこにございますように年次ごとの工事工程を記載しておりますので、ご確認をお願いしたいというふうに思います。

説明は以上でございまして。

(竹田会長) 説明が終わりました。皆様方からご質問、ご意見をお願いいたします。
どうぞ、湊委員。

(湊委員) 高齢化がますます進んでくると思われますので、このような散歩とか、散策ができる施設が整備されるということは非常にいいことだと思いますが、それは賛成なのですが、ここまで行くのに交通手段がないと。この前新聞にも廃止路線に玉山が含まれておりまして、イオン経由のバスもなくなるのではないかというふうに記載しておりましたので、せっかくこのようないい施設ができるわけですので、ここでも整備計画の基本設計の概要のところの2ページに姫神山、天峰山、常光寺、あとは記念館とか、そういったものと連携してというか、線になって、点ではなくて、そこだけのことではなくて、こういうふうに本当に観光の線になるような施設ということで、1にも2にも交通手段の確保ということも考えていただきたいと思います。

これも何日か前の新聞なのですけれども、日報論壇でも、今全国短歌大会は姫神ホールでも会場になってやっているわけですがすけれども、その論説を書いた方はちょっと忘れましてけれども、渋民を外すべきだというふうな意見を書いておりました。交通手段が悪過ぎるので、もう玉山も盛岡市になったのだから、旧市のほうに集約してやるべきであって、ここの渋民、啄木の生誕地であるかもしれないけれども、外したほうがもっと大会運営にはいいというような意見を書いている方もおりましたので、何とかそういったせっかくできる施設も含めて、玉山の観光も含めて、そういった施設が活用される方法を考えていただきたいなと思います。

(小原事務長) ありがとうございます。おっしゃるとおりだろうというふうに思います。観光ということになると、一次交通のほかに二次交通が確保できていないということが大きなネックになっているということはそのとおりでございます。先ほど委員お話しのとおり、既定の路線バスにつきましては、乗車人員が上がらないということで、存続について非常に危ぶまれているというのもそのとおりでございます。ここにつきまして、新たなバス路線をというのはなかなか現実には難しい話だろうというふうに思います。先ほど委員のお話にありましたように、この基本計画の中にも、先ほど私の説明の中にも近隣の観光施設と一体となった周遊ルートということで整備をしていきたいと、そういった観光ルートの一つに組み入れたいという思いがございますので、そういったバス路線というのは難しいかもしれませんが、例えばマイカーでいらっしゃる方々について、既設の道路の整備を行ったり、駐車場の整備を行ったりして、来やすいような環境をつくるとか、そうしたことにも努めてまいりたいなというふうに思います。今後状況を見ながら、いろいろとできるところから整備をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(竹田会長) ほかにございませんか。
太田委員。

(太田委員) 先ほどの整備のことにちょっとお聞きしたいのですけれども、アクセスす

るまでの道というのは、やっぱりバス等、交通機関とかもないのですけれども、そこまで行くまでの道路も結構狭いというか、道路自体も余り広いような道路ではなくて、近くにも、玉山小学校さんがあったりとかして、実際子供たちが結構道路、歩道ないところなのですけれども、歩いたりしていますので、ぜひ道路等も整備しないと、観光等で集客するのもわかるのですけれども、多分いろいろな面で、交通事故であったりとか、そういうのも配慮しなければいけないのではないかなというふうに私は感じるのですけれども、その面はちょっと今後どういうふうに整備していくのかというのをお聞きできればなと思いますので、よろしくお願いします。

(小原事務長) ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。現在日戸のところの市道について、拡幅の計画を一部行っているところもございます。それから、広域農道がございまして、そちらのほうを中心に、旧市内からのお客様には来ていただければいいのかなというふうには思っておりますが、いずれにしても広域農道から入ってからもまた狭い道路が続きますので、そうしたところを見ながら、すぐに改良とか拡幅というふうにならないかもしれませんけれども、できるだけそういった方向で徐々に整備できるように考えてまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

(太田委員) ありがとうございます。よろしくお願いします。

(竹田会長) 廣内委員。

(廣内委員) 地元との協議ということで進めてきたというわけでございますけれども、この基本設計の案と書いてあるのですが、これはもう基本設計だというふうに考えていいわけですね。

先ほどいろいろお話あったわけでございますけれども、施設をつくるのはお金あればといますか、1回で済むわけですけれども、その後の維持管理といますか、ランニングコストとか、そういった面が一番重要なところかなというふうに思います。その辺の基本的な考え方といますか、それをお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

(大澤参事兼産業振興課長) それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、先ほどご説明申し上げましたとおり、建設関係に関して平成28年度の完成を目指しているということでの説明であります。その後の管理という話であるというふうに思いますけれども、現時点では詳しいそのような管理、額、いろいろあると思います。その辺に関しては、まだ進んでおらないところでございますが、いずれその辺につきましては地元の方を中心といたしました桜の里整備推進委員会にお諮りしながら、当然金がかかるわけでございますので、その辺も試算しながら、ご意見を賜りながら今後進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

(竹田会長) ほかにございせんか。

佐々木委員。

(佐々木委員) 廣内委員さんから出るかなと思って待っていたのですけれども、非常に大規模なオオヤマザクラの里で、私も毎年お邪魔しているのですけれども、お客さんが減っているのです。どうしてなのかなと。道路でもないし、バスでもないと思うのです。桜の咲き方がちょっとおかしいし、あの管理、調査はどうしているかわからないのですが、何よりも玉山区の各自治会がこぞって植えつけをしたわけですよ、割り振りをして。これ地域協働でやるというふうに書かれていますので、旧玉山の皆様方、地域協働でやるのかなと思っていたのですけれども、なかなか高齢化だとか、人がどんどん減る中では大変なのかなと思ったりしていますので、これどうでしょう。玉山区39自治会に、植えつけのときに役割分担をした自治会が草刈りぐらいいは、1年に1回か2回は、全部があそこに行って自分が植えた場所は面倒を見ると。そうすることによって、花が咲いたときには玉山区全体の住民が、自分が管理したところには見に行くのではないかと。あるいは、一部旧盛岡市の皆様方に体験、草刈りのようなものなんかも工夫して、市民全部で管理をするぐらいの規模であるし、そういったような新しい公園管理みたいなものを、きょうは基本計画の話ですからないと思うのですけれども、ぜひ植えつけをした各自治会が年2回か3回は草刈りぐらいいには皆行こうよと。そのことによって、みんなのお祭り、桜を見る機会というのがあるのではないかなというふうに思いましたので、これは提案でありますので、回答は要りません。

以上です。

(竹田会長) 区長さんからご意見。

(福田区長) 先ほど湊委員さんから話がありました短歌甲子園、この関係でございますけれども、私も区長になりまして、この短歌大会に参加させていただきました。そのとおりに開会式は姫神ホールでやるわけでございます。姫神ホールの開会式には、参加校は全部集まるわけでございますけれども、それにやっぱり地元の方々の参加はないということがはっきりいたしました。そして、3日間あるわけでございますが、2日間は盛岡劇場でやるわけですが、その中においても出場している高校生のみというような感じで、全くその中に入って短歌大会を鑑賞しようとかという雰囲気が見られないということがありました。したがって、第6回ですか、盛岡三高が優勝したときのメンバーで渋中のOBなのだけでも、その方も私の隣り合わせにございまして、「さっぱりこのとおりで」という話でした。ですから、開会式の姫神ホールに、しからば玉山区民がもっと出ていっていただければ、生徒も「大変期待に応えてくれる地元だな」と思うでしょうけれども、2日、3日の盛岡の会場については、そのとおりに閑散としてございまして。ですから、それぞれ対戦をやるごとに敗れた高校は外れていくわけですから、最後の決勝戦になりますと、その対戦に残った高校生しかいないというような、まさに閑散とした甲子園でございました。ですから、担当するのは市の商工観光部だということになるわけでございますけれども、あの辺は確かにもうちょっとPRをしなければならぬなということを、担当部署に私もすぐにお話ししました。やはりその渋中を出た生徒も「まことに残念だった」ということで岩手日報に載

せていました。ですから、先ほど湊委員さんのおっしゃる論壇でもそういうことが言われておったということでございますから、もうちょっと関心を持ってもらえるようにPRをしていかなければならないのかなという思いでございましたので、開会式はここでやるということは大変ありがたいことであるし、我々玉山区民も協力していかなければならないのかなというように思いでございましたので、ひとつ参考までにお話しさせていただきました。

(竹田会長) この第3号案件につきまして、ほかに質問等ありますか。
皆川委員。

(皆川委員) 桜の里に直接かかわらないのですけれども、桜の里に行く途中の常光寺までの道路、二、三日前行ったのですが、両側きれいに花ずっと植えて、草も刈って、その距離が玉山小学校の手前からずっと上のほうまで、本当にきれいなのです。ちゃんと雑草も刈って、人も余り通らない、車も通らない、誰が見るかもわからない、それなのに地域の人たちの環境整備というのですか、感心しました。努力と、それからあの人たちの心の豊かさまたいなものがわかりました。好摩の駅前なんて、子供たちが毎日朝晩通っているのに草ぼうぼうなのです。感心しました。直接桜の里に関係なかったのですが、その周辺の自治会の努力に感謝します。

(竹田会長) 櫻委員。

(櫻委員) 参考的にお聞きしたいわけですが、これから27年、28年、まだまだ事業をするわけですけれども、日戸の牧野組合から賃貸、借りるということですが、産業振興課の管理になるかと思えますけれども、かなりの面積なわけですが、これは年間どれぐらいで賃貸するわけですか。

(大澤参事兼産業振興課長) ただいまの件にお答えさせていただきます。

37ヘクタールほどの土地を、今桜1万本植えている場所をお借りしているわけなのですが、年間3万円ということでお借りしているところでございます。

(櫻委員) 37ヘクタールで3万円ですか。激安でびっくりしましたけれども、これはずっと変更なく将来その金額で行くということなのでしょう。

(大澤参事兼産業振興課長) 金額につきましては、固定資産税の関係とか、事実本当の使用料というのは含まれていないというふうに伺ってございます。いずれそのようなことで、地元の方々のご協力いただきながら、ご理解いただきながら、そういうことで金額をお願いしているというような格好でございます。

以上でございます。

(櫻委員) わかりました。ありがとうございます。

(竹田会長) ほかにございませんか。

(「なし」 の声)

(竹田会長) なければ、報告第3号について終わりといいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) 異議ないようでございますので、これで報告第3号は終わります。

続いて、報告第4号 「盛岡市玉山区渋民地区林野火災復旧対策について」を議題いたします。

提出者の説明を求めます。

(小原事務長) 本件につきましては、農林部と玉山総合事務所からの報告ということになります。本日は伊藤農林部長にも同席をいただいております。よろしくお願いをいたします。

それでは、私のほうから代表して説明をさせていただきたいと存じます。4月27日に発生いたしました盛岡市玉山区渋民地区の林野火災の復旧対策についてのご説明でございます。この対策につきましては、復旧計画策定に向けて県、市、それから森林組合等で組織する盛岡市玉山区林野火災復旧対策連絡会議で調査、協議をして、所有者の意向と要望も勘案しながら、国、県の制度の導入と市の財源負担を調整して森林復旧を行うということとしております。その概要でございます。

まず、1の復旧への基本方針でございますけれども、被害木の整理と自然更新、あるいは人工造林により植生の保護と土砂流出防止を図ることで水源涵養機能の早期回復対策を講じることを方針として事業を実施しようというものでございます。

次に、2の森林の復旧計画でございます。(1)の事業主体は市でございます。

(2)の計画期間でございますが、本年度、平成26年度から27年度までの2カ年というふうに考えてございます。

(3)、計画の概要でございますが、現在民有林の個人分の中で意向がまだ定まっていない所有者がありますけれども、森林所有者の意向に基づいて罹災した森林の復旧を人工造林、あるいは自然更新により進めます。特にアカマツの被害林につきましては、松くい虫の誘引を抑えるため、整理伐あるいは造林を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

対象森林は、表にしてありますとおり民有林、それから盛岡市有林合わせて罹災森林面積は78.35ヘクタールでございますが、もともと木がなかった部分、未立木地等がございますので、それを除きますと65.51ヘクタール、これを復旧計画対象とするものでございます。

次に、(4)の①でございます。民有林の復旧でございますが、対象者は個人が45名、それから法人が1社ということになってございます。国、県の補助事業、補助率68%になりますけれども、その導入と、それから市が事業主体となることで地方交付税支援措置が

受けられるということになります。その活用によりまして、事業費全体の95.6%を公共で負担するということで、所有者負担率を4.4%と軽減を図ることとしてございます。

それから、作業道につきましては、早急な復旧推進、あるいは防火帯としての役割の強化、それから被災者以外の土地の通過という場合もありますことから、国、県の補助の残部分、残りの部分については全額市で負担して整備を行いたいというふうに考えてございます。

事業内容は表のとおりでございます。被害木の除去、それから造林地の整備、それから植林を目的とした作業路の整備というふうになってございます。事業量につきましては、そこに記載のとおりでございます。

次に、②の盛岡市有林の復旧でございますけれども、アカマツの植林地が被害を受けたということから、今後予想される病虫害といたしまして、アカマツを枯死させる、枯れさせる、焼け跡などに特に発生が懸念されるつちくらげ病、それから先ほど申し上げました松くい虫の発生源となるということが危惧されますことから、アカマツ以外の植林を計画しているところでございます。

次に、3、裏面のほうでございますが、3の被害木の利活用でございます。(1)の被害木の状況及び復旧計画でございますけれども、罹災した森林の6割が50年以上ということ、かなり太い材になってございます。太さは十分でございますけれども、しかしながら火災により焼けた部分でありますとか、あるいはそこからの変色、あるいは強度など、材質面からの制約がございまして、被害木を建材として活用することは厳しい状況にあるということでございます。しかしながら、森林環境の保全、あるいは森林の多面的機能の回復を進めるためには、森林所有者の経済的な負担の軽減を図った上で、関係機関が連携して作業路の開設でありますとか、被害木の利活用に取り組む必要があるというふうに考えてございます。

(2)の作業路の開設につきましては、先ほども説明申し上げましたが、被害木の搬出等を効率的に進めるため、それから補助事業を活用して先行して取り組むということとしております。作業道につきましては、防火帯としての役割が大きいこと、それから被災者以外の土地を通過する方もいるというようなことから、先ほど申し上げましたが、国、県の補助事業の残りの部分を全額市が負担して整備を進めるというところでございます。

それから、製材品への活用につきましては、先ほども説明いたしましたが、建材等での活用が厳しい状況ということでございますので、まずは燃料用チップとして利用ができるように森林組合、あるいは製材業者と協議を進めながら、そのほかの有効利用につきましても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、本事業に係る予算につきましては、9月30日に閉会いたしましたさきの市議会9月定例会において補正措置をしてございます。

それから、復旧対策計画につきましては、昨日関係機関で開催いたしました復旧対策連絡会議で承認が得られたということから、現在決定の事務手続を進めております。今後所定の手続を経まして、現地での作業路の開設というところから取り進めてまいりたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

(竹田会長) 説明が終わりました。これより質問、ご意見を承ります。
皆川委員。

(皆川委員) いろんな部分で市が全額負担とあるのですが、大体幾らぐらいになるのですか。

(大澤参事兼産業振興課長) 予算の関係でございます。現在のところ、26年、27年度の予算ということで、先ほど申し上げましたとおり議会で26年度の補正予算というのは議決いたしました。今年度やれる部分の予算につきましては整理伐等、植林は来年の春になりますので、木を整理する予算、民有林に関しては約4,000万円、市有林に関しては、800万円ほどを計上したところでございます。全体の事業費につきましては、大体試算では1億5,000万円ぐらいかかるかなというふうに思っているところでございますが、いずれ今後現場の状況も加味しながら、また来年度部分については試算してまいりたいというふうに思っております。

(竹田会長) ほかにございませんか。
湊委員。

(湊委員) 復旧への基本方針のところ土砂流出防止に留意しておりますけれども、この前テレビのニュースで、木の種類によって根を張ると、根こそぎ流れてしまうものとあるというふうなニュース、どこの県だかちょっと忘れちゃったけれども、全部根を張るものに、たしか落葉樹と広葉樹の話しておりましたけれども、そういったものにわざわざ植えかえているというようなニュースがありました。これは、市は何か別なものに植えかえるというような書き方をしていますが、私の所有地については特に木は限定しないということなんでしょうか。

(大澤参事兼産業振興課長) お答えさせていただきます。

特に釜石の方面では、非常に急峻な場所があるということで、土砂流出の危険があるというのは言われておったようでございます。当方でも急なところは若干あるのですが、急激な流出というのではないわけですが、やはり土が流れると。そういうことで、木を植えていただきたいというような、環境の関係からということで、今までもお話しさせていただきましたし、そのような方向で予算措置もさせていただきました。木につきましては、確かに県の技術センターから聞きますと、やはり広葉樹のほうが、粘りが強いと、自然に生える木に関しては、やはり効果的であろうというのは言われてございます。今回燃えた場所は杉が特に多かったということで、地表には余り草が生えていなかったこともございます。いずれ松に関しては、先ほど説明申し上げましたとおり病害虫の関係がございまして、松以外のものということで、所有者の方にはその辺についてはいろいろな考え方もあるのだと思いますが、専門家と、森林組合とか相談、協議していただきながらということで進めているところでございます。

以上でございます。

(竹田会長) ほかにございませんか。

はい。

(大澤参事兼産業振興課長) 先ほど予算の関係で申し上げましたけれども、民有林・市有林全体で1億7,000万円ほどの2カ年ということで、今年度と来年度合わせてそのような事業費ということで考えているところでございます。私先ほど別な金額を言ったような気がしますので、そのように訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

(竹田会長) ほかにございませんか。

(「なし」の声)

(竹田会長) なければ、報告第4号を終わりたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(竹田会長) ないようでございますので、4号を終わります。

暫時休憩しますか、皆さん。では、3時15分まで休憩いたします。

(休憩)

(15:07)

(再開)

(15:15)

(竹田会長) それでは、ただいまから会議を再開いたします。

(2) 審 議

(竹田会長) これより次第にあります諮問事項に移りたいと思います。第1号といたしまして、「姫神ふるさと学習センターの廃止について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

(菅原生涯学習課長) 教育委員会の生涯学習課の菅原と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

諮問事項でございます。姫神ふるさと学習センターの廃止ということでのお願いでございます。諮問内容、それから、もう一枚資料がついてございますけれども、ごらんいただければと思います。

姫神ふるさと学習センターでございますが、旧姫神小学校の跡地を利用いたしまして、平成19年10月から施設の管理ということで、地元の自治会さんにお願ひしまして学習センターとして委託してございましたけれども、これは19年から更新しております、更新が1度で2期間お願ひしておったのですけれども、お願ひしていた団体さん、地元の自治会

さんなのですが、管理を受けられないというお話をいただきまして、その他検討いたしましたけれども、やむを得ない事情かなというところでもって、廃止の方向性で検討しているということで、皆様方からご意見をいただきたいというものでございます。

そして、後ろのほうについているかと思うのですが、資料をごらんいただければと思います。繰り返しになりますが、設置の経緯でございます。18年3月に巻堀小学校に統合になりました姫神小学校でございます。こちらの校舎、それから屋内運動場、校庭を利用して、地域住民等が豊かな自然環境の中でということで、いろいろ歴史、文化、地域の方々で触れながら学習できる施設として、公の施設ということになるのですが、平成19年から地元の姫神自治会さんに指定管理者として管理を委託してまいったものでございます。19年、20年、21年と、最初3カ年、それから22年から5カ年の管理期間ということでお願いしておいて、26年度までが今回の基本協定期間、お願いしている期間でございましたけれども、次期に向けまして地元の自治会さんの意向をお聞きしたところ、昨年来からちょっと難しいというふうなお話は口頭ではいただいておったのですが、改めまして2度ほど会合の場を持ちまして話し合いましたけれども、やはり難しいと。その内容としましては、地域の受ける方々の高齢化とか、人数も減ってきているというところがあって、管理そのものを受けるのが非常に難しいのだというふうなお話をいただいたところです。

また、約数百メートル離れたところに、姫神地区振興センターという施設がございまして、そこは体育館はないわけなのですが、集会施設がございまして、通常の役員会とか、いろいろなお話し合いの場では十分であるということでした。また、後で出てまいりますけれども、姫神ふるさと学習センターの会議室等も使っていただいているのですが、指定管理者として受けているからこそ、役員会とか無理してそこでやっているのだということもあるという、そういう具体的な実態的なお話もいただいたところでして、やはり難しいとの繰り返しをお話しされましたので、今後につきましては、指定管理者制度での対応ができないと、それから施設についてもその他の利用というところでは難しいということで、廃止の方向で検討したというものでございます。

なお、その際に、例えば消防の操法とかの練習も、校庭といますか、施設の入り口のところでやっているとかですね。それから、地域の中心的な場所でもありますし、除草とかの管理とか、その辺のところについてのお話はありましたので、地域の方とその辺はもう少し詰めながらも、今後校舎についてはずっとあるよりは解体してほしいというふうなお話もありましたので、そちらの方向性で進めてまいりたいと考えてございます。

なお、4番、今後のスケジュールでございますけれども、本日こちらの協議会さんにお諮りしていると。それから、社会教育施設ということで、関係する会議等、それから、公の施設の部分ではございますけれども、条例設置でございまして、そちらの変更、修正ということで、議会にかけながらというふうに思っております。

5番以降につきましては、概要でございます。場所、それから面積、裏面に行ってくださいますと、校舎そのものの面積等でございますけれども、700平米ほどございました。その中では、施設の中には研修室、調理室等ございました。ここ数年来の利用状況でございますが、多いときでは約1,000人ぐらゐの利用もあった年もあるわけなのですが、このような状況と。

また、一番下のところにちょっと書いてございますが、小中学校の利用の中では、姫神

では卓球が非常に活発だったという歴史があったようでございまして、こちらを利用してのが、24年には好摩体育館ができた。立派な体育館が別にあるので、車等でそちらへということもあるようですし、先ほどちょっと申しましたように、一般の利用については役員会で、そこもちょっと無理して使っていたのだよというお話もあったところの数字がこの辺にもあらわれているのではないかなというふうには考えてございます。

説明は以上でございまして、いろいろご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

(竹田会長) ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして質問、ご意見等ございますればご発言ください。

齋藤委員。

(齋藤委員) この地区は私の地元でありますので、ちょっと言います。

確かにもう姫神地区には小学生が一人もおりません。ですから、これはもうやむを得ないと思います。ただ、廃止、解体すると思うのですけれども、いつごろ解体するのか。この施設を廃止しても、例えばその鍵を自治会の中に預けてもらっておいて使えるのかどうか。というのは、せっかくある建物ですから、来年度あたり地域協働で姫神登山なんかをやって、ここで何かみんな集まってやりたいと思っております。それをちょっとお聞かせ願えれば、よろしくお願いたします。

(菅原生涯学習課長) まず、解体の時期でございまして、これはまだ全くスケジュールはございません。ほかにもいろいろ閉校した学校があるわけですけれども、手がつけられるような状態では今のところはございませんので、当面あるのではないかなというふうに思っております。

それから、鍵のほうですが、今おっしゃっていただいたように、建物もそうなのですが、あそこの上のほうには畑があって、使われている方もいるので、構内はまず通れるようにもちろんしなければならぬですし、先ほど申し上げた消防の関係とか、ほかの何かという場合には地元のほうにお使いいただける格好で、管理そのものは市になるとしても、なかなかすぐに現地へ行けないということがありますので、どなたかに願するしかないのだろうなということで、例えばこの間閉校になりました浅岸小とか、大ケ生でも同じように、地域の方が必要であればその際は、管理上の問題はありますけれども、お使いいただいているという状況でございまして、同じようにできるのではないかなというふうに思っております。

(竹田会長) ほかにございせんか。

廣内委員。

(廣内委員) 姫神小学校ではないのですけれども、藪川小学校なのですが、大分前に廃校になったのですが、それで猿が住み着いたとか、そういった事実がございまして。その辺は、この学習センターを廃止したとはいっても、そのようなことのないように、解体するまでは

きちっと管理をしていただければなというふうに思います。要望です。

(竹田会長) ほかにございませんか。

佐々木委員。

(佐々木委員) 指定管理なのですけれども、これは非公募で指定管理をお願いしていますよね。これ公募で、市内全体で公募型の指定管理の検討はされたかどうかということ。というのは、今齋藤委員からもありましたけれども、自然の中で、山登りもそうですし、キノコ採り、あるいは山の体験、そういったNPOなんかも非常に多いので、もしかしたら自然学習用の施設として、公募型にすれば民間の皆様方、あるいはNPOの皆様方が手を挙げるかもしれないと思っています。したがって、自治会の非公募の分はわかりましたけれども、公募型で活用する、鉄筋の建物ですから、春から秋までの間ぐらい使えば元が取れるぐらいの使い方はできそうだなと。30万都市盛岡市ですから、盛岡の29万を相手にしただけでもきっと、区界も余りよくないという話もあるので、なかなか委員会とすれば心配でしょうけれども、区界よりはこっちがおもしろいです。齋藤委員さんおっしゃるとおり、いろんなことを考えられると思うのですけれども、そこをちょっと検討していただいて、やりたいNPOなんかがあればお貸しして地域の活性化に結びつけたら、人の往来が盛んになりますから。ちょっと検討を加えていただきたいという要望です。もし何かありましたらお話をいただきたいと思います。

(菅原生涯学習課長) ご指摘のように、当初から地域密着型ということで、非公募の形でもって進めてまいって管理をしていただいていたところでございます。直接今回こちらについて公募型でやろうかというところまでは、実際検討はしてございません。スケジュール的なのもあって、来年度に向けて7月、8月ごろに今管理している団体さんに意思確認をして、それからどうなっていくかということで、指定管理者の大きな会議があるわけですけれども、そちらにかかっていくという部分がありますので、まずは地元へということでこちらになりました。ただ、今おっしゃっていただいたように、仮にこのまま廃止となったとしても、別な有効利用あるのではないかというご提案だと思いますので、これはこれとしてちょっと間があくかもしれませんが、検討してほしいというお話なのかなと承りましたので、そちらはちゃんと記録して、次に続けてまいりたいなと思っております。

(竹田会長) ほかにございませんか。

廣内委員。

(廣内委員) ちょっと的外れたことを言って申しわけありませんでした。施設をもう全面に使用中止するということかなというふうなことから勘違いしていましたので、いずれそういうようなことであれば、よりよい方向に向けて活用していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

(竹田会長) なければまとめてみたいと思うのですが、質疑はよろしいですか。

(「なし」の声)

(竹田会長) それでは、この案件につきまして原案どおり可とする答申を出すかどうか、1つ。
それから、先ほどご意見ございましたような意見を付して可とする答申とするかが2つ目。

それから、なお継続審議する必要があるという案が3つ目ということで、最初に、原案どおり可とする答申とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(竹田会長) 1名。

次に、先ほど来意見が出ておりましたが、他に活用する指定管理者等を当たってみると
いう意見を付して可とする答申に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(竹田会長) 9名ということで、3番目は委員がもうございませんので、ただいまの意見を付して可とする答申に決定をいたします。

それでは、以上で本案件を終わります。ご苦労さまでした。

続いて、審議案件の第2号、「新市建設計画「道の駅設置事業」について」を議題といたします。

説明を求めます。

(佐々木企画調整監兼総務課長) それでは、私のほうからは新市建設計画「道の駅設置事業」について、自主的審議事項という取り扱いで提案をさせていただきたいと思います。

まず、この経緯でございますけれども、1番の提案理由のところを経緯を書いております。今回は、事務局の立場で自主的審議事項として取り上げていただくということでご提案を申し上げます。

平成19年3月に第6回の玉山区地域協議会が開催されております。その際に、当時委員でありました荒澤松子委員から、「新市建設計画の道の駅整備事業について」ということで提案がなされております。それが別紙1ということで、皆様方に資料としてお配りしております。内容はごらんのとおりでございますけれども、いずれ国、地方を通じて借金が多い中で、果たして本当に整備することによって効果があるのかというご心配、そして岩手町、八幡平市等々に道の駅が既にある、そこにまさるような道の駅にするには、かなりの創意工夫をしなければならないという中で、あわせて建設後の後年度負担についてもやっぱり考慮しなければならないだろうということから、平成6年の基本設計ができている事業でございますが、平成19年ですので、それから既に十四、五年が経過している中で、

地域の社会経済情勢等も変わってきているということから、整備に当たっては慎重に進めるべきではないかという意見の内容でございました。そういったことから、第6回の地域協議会の際に、これも議事録の抜粋ということで、資料をお配りしておりますけれども、それぞれ当時の委員さんからいろいろなご意見があったところでございます。

結論といたしましては、6ページの最後になりますけれども、当時の福田稔会長から、まだ全線開通まで時間があることから、今後も継続して社会情勢等を見きわめながら議論していきましょうということで、その場は閉じております。そういったことから、年数はかなり経過しましたがけれども、自主的審議事項ということで継続審議のような形になっておりますので、今回ご提案を申し上げるものでございます。

2の道の駅設置事業についてでございますけれども、これにつきましては現委員さんの方々はもう既にご案内のことと思いますので、詳しい内容については省かせていただきますが、国との一体型の道の駅を整備するというので、平成7年に用地買収をしておりますが、平成6年には基本設計を作成しているということで進めてきておったわけでございますけれども、設置時期につきましては、国との交渉の中で、平成16年12月に一部暫定供用開始になっているわけでございますけれども、それに合わせてというような国の意向もあったのですが、車の流入量等を見ますと、なかなか設置をしても通過交通が少ないということから、事業として見た場合に非常に採算性が合わないだろうということから、やはり全線開通に合わせて整備について検討していくという、当時村としての回答を申し上げて、今日に至っているというようなことでございまして、国では平成20年の後半に全線開通という当時のお話でございました。それが今年になりまして、平成26年度、まさに今年度の全線開通という見通しだということをお伺いしております、いよいよバイパスも全面供用開始ということから、担当課としては具体的に事業について進めてまいりたいなと思っております。

それで、別紙3でございますけれども、これまで農業関係の皆様方との意見交換、商業関係の方々との意見交換、それから区内の関係する団体の長の皆様方からお集まりをいただいて、いろいろ意見交換をしてきております。去年の4月に行いました農業関係の皆様方との意見交換では、これは主に野菜等を生産されている農家の皆様方で、実際ユートランドとかイオンのほうに農作物を出している方々からの意見交換の中では、今ようやくユートランド、あるいはイオンの産直のほうも軌道に乗ってきた段階で、これ以上また産直がふえることによって商品の供給というのは非常に難しい状況だという意見、あるいは後継者のために出荷をふやすことについては賛成だよという逆の意見もあったり、いろいろ意見がありましたけれども、やはり農家もふえていない状況の中で、野菜農家が少ない中で、品ぞろえというようなことからすると、新たにできたところまではなかなか供給が難しいというのが大方の意見だったのかなというふうに集約をしているところでございます。

それから、裏面のほうですけれども、翌月の去年の5月に商業関係者の方々とも意見交換をさせていただいております。商業関係者の皆様方からは、やはりバイパスができることによって、ここの渋民商店街の通過交通が減ることから、非常に商売にも影響するということも当初から懸念がされておったわけでございまして、商店街の経営診断等をする、石川啄木記念館周辺にそういった商業施設を集中させて集客を図るということも

提案をされてきているということから、今後の整備が予定されております歴史民俗資料館、それから道の駅の整備事業と石川啄木記念館、これらを一体に有機的に機能するような形で整備を望むという意見があったところでございます。あとは、記載のとおりでございます。

それから、別紙4でございますけれども、産直いずみ会、JA新しいわて産直会の皆さん方でもございましたけれども、110名の皆様方を対象に産直に関するアンケートを実施しております。110名に対して送付し67件の回答があったところでございます。1ページのところは、年齢別、あるいは性別の関係でございますので、ごらんいただきたいと思います。

2ページのところでございますけれども、道の駅への出荷希望というところでは、「出荷したい」、あるいは「できれば出荷したい」というのが27件ということで、約40%の皆様方については、できれば出荷をしたいなというふうな考えでございました。25%に当たる17名の皆様方は、できてもなかなか出荷できない状況にあるということで、「出荷しない」という回答でございました。道の駅に出荷しない主な理由としましては、そこに記載のとおり、道の駅に出荷するほどの生産量がない、あるいは高齢化によって農業規模を縮小する予定であり出荷する意欲がない、それから人手不足で集出荷や回収作業には対応できないというふうな意見でございました。

それから、4ページ目は、出荷するかしないかわからない理由については、記載のとおりでございます。

5ページについては、出荷したい理由を聞いております。その際に一番多かったのは、生産量が少ないものでも販売ができるということ、あるいは少額でも収入をふやしたいと思っている、それから地域への集客や活性化に貢献できるというふうな意見が多かったところでございます。

それから、最後の別紙5でございますけれども、関係団体との意見交換会では、新市建設計画として計画されているものでありますから、基本的には整備する方向で進めてほしいという意見、それから整備に当たっては最近コンビニエンスストアをテナントとして入れた道の駅も全国にも幾らか例が見受けられるということから、なかなか産直を核としたというものが難しいとすれば、そういったコンビニ等を核としながら産直コーナーを設けるということで、道の駅の整備にも柔軟に取り組んだらどうかという意見等もあったところでございます。

以上、今までの経緯等についてご説明申し上げたところでございますけれども、継続審議という形になっているものですから、現在の委員の皆様方のご意見をお伺いしながら、意見交換していただければいいのかなと思っております。担当課としましては、いずれ整備する方向で進めたいなというふうに思っております。平成27年度にはできれば設計等を組んでいきたいなということで考えているところでございますけれども、地域協議会の皆様方のご意見を参考にといいますか、尊重しながら事業を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

説明は以上でございます。

(竹田会長) ありがとうございます。説明が終わりましたので、皆様方から質問あるいはご意見を承りたいと思っております。

櫻委員。

(櫻委員) 開通と同時にトイレとか、そういうものは国土交通省のほうで建てるわけですね。

(佐々木企画調整監兼総務課長) いや、予定はないです。

(櫻委員) そうすれば、産直館とか、そういうものと一緒でないにつくらないということになるわけですか。

(佐々木企画調整監兼総務課長) 具体的話までは、まだ国交省とはお話ししていないのですが、以前はいずれ自分たちの道路の附帯施設についてはやるという話をしていましたけれども、最近はやっぱりトーンダウンしてきていまして、市でやるのであれば、国でも取り組みますよというスタンスに変わってきておまして、用地は1万6,000平米、1.6町歩先行取得しているのですが、市の整備方針が決まらなければ、国でも駐車場とかトイレを整備するという考えはないということは、口頭では伺っております。

(櫻委員) 私も産直、渋民のほうに、イオンのほうに出しているのだけれども、けさも皆さんとちょこっと話したわけですが、これは花屋さんでしたけれども、施設ができれば持っていきたくい。あともう一人の方も、できれば必ず客は寄るはず、トイレ等ができれば寄るはずだから、その施設にも入って関心を持ってもらえるから、つくってもらって出したほうがいいのかという意見がございます。私としても、やはり今つくらないともうつくれないと思いますので、開通と同時に国交省のトイレとか、それに合わせて建てるべきだと思います。

(竹田会長) ほかにございませんか。

佐々木委員。

(佐々木委員) 私も今櫻委員さんと同じように、国が市の事業とあわせて道の駅にするというスタンスに変わっているということですから、その見晴らしと、啄木記念館、歴史民俗資料館、これとても4号線の中ではピカーの道の駅になると思います。したがって、この事業を進めることについては賛成です。

ただ、道の駅のあり方、今までどおりの道の駅でいいのかどうか。例えば6次産業の世界ですから、加工品を出すとか、食堂を出すとか、おにぎりを出すとか、あるいはトラック市、軽トラ市の建物を工夫するとか、今の時代に合ったような形の市の施設にすることを付して、賛成でございます。

以上です。

(竹田会長) ほかにございませんか。

湊委員。

(湊委員)前の協議会の議事録もちょっと読んでみたのですが、非常に当時の委員さんたちも、今いらっしゃる方がほとんどなわけですが、どっちにすべきかかなり苦悩されているというのがわかるような内容です。私も最初は要らないのではないかなと思っていたのですが、やっぱり今つくって、逆にそれを利用して活性化させていく必要もあるのではないかなと。さっき佐々木委員が言ったように、内容を本当に吟味して、人が立ち寄ってもらえるような、私も産直めぐりが好きで、天気のいい日にはあちこち出かけて、特色のある野菜を出していますので、大根1束200円とか、両手に重く買っても2,000円で済むというような、産直は新鮮で安いというメリットがありますので、玉山でもそういった売れるところがあれば、余り重労働にならないような野菜づくりを始めてくれる人もあるのではないかと期待するようになってきて、私も今つくっておかなければという気持ちになりましたので、そういうことで佐々木委員と同じように活用方法を検討しながら建てていただきたいなと思います。

(竹田会長)ほかにございませんか。
櫻委員。

(櫻委員)今イオンのJAの産直部会に大半出しているわけですが、ちょっと話に聞けば、イオンの場合、もしあそこで採算がとれないと、何か10年か幾らの契約的なことで借地しているわけですが、もし採算合わなくて撤退ということが万が一あるかもしれないというふうに生産者の方も考えております。だから、そういう事態が発生した場合のためにも、やはり今つくっておかなければだめだというふうに思いますし、また生産者の皆さんもかなりそういうふうなことは心配をしています。ただ、今出したところはちょうどなれたのだから、例えば道の駅ができたからすぐそっちにということにはちょっと考えにくいから、建てれば徐々に出す方もできると思います。リンゴ農家の方もぜひつくってもらいたいという意見ですし、花屋さんもそうです。だから、当初は加工品とか、いろいろ工夫をして皆さんで出して、集客に努めると。あと、啄木記念館も下にありますので、そういうようなPRも兼ねて、そこを通った車が立ち寄っていただけるようにPRもしながら将来に向けていったらと私は思っております。
以上です。

(竹田会長)ほかにございませんか。なければ意見集約したいと思います。
竹田委員。

(竹田委員)今までの皆様の意見、そのとおりだと思っております。やはりできればその方向でみんなが頑張るのではないかと考えておりますが、この中で食堂の設備も一つ抜けているようなので、それも考えていただきたいと。そうすると、観光、記念館に寄った人が必ずその食堂に寄って、風光明媚なところで食べていただくと、そういう食堂は必ず要ると。トイレはもちろん要るし、またコンビニもいいと思います。とにかく駐車場を広くして、観光と両方を考えた施設になればいいなという要望でございます。必ず食堂というのを考えていただきたいと思っております。

(竹田会長) ほかにございますか。

(「なし」の声)

(竹田会長) なければ、先ほど来皆様方からいろいろ出された意見、この意見を受けて道の駅設置事業に対する扱いとしたいのですが、この審議案件2号につきましては建設計画を進めるということで結論づけたいと思うのですが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

(竹田会長) なければ、そのように決定いたします。

次に、審議案件の第3号 「委員提案事項について」を議題といたします。これにつきまして、「玉山区の設置期間延長及び玉山総合事務所の組織体制維持並びに農林部の移転について」ということをございまして、提案者の佐々木由勝委員から説明を求めます。

(佐々木委員) それでは、説明をいたします。

早いもので、合併をして9年、あと1年で合併の際の約束事項が終わります。そういった中で、いろんな住民の皆様方の意見、あるいはさまざまな団体の皆様方の意見等も事務局としてはアンケート、懇談会等で受けております。その中で、そんなに数は多くないわけですけども、合併をして余り悪くなったところはない、村時代と変わらない行政サービスを受けているというような人もたくさんおります。それは合併したからではなくて、当時の村長さん、あるいは村議会議員さん、あるいは合併の際の委員の皆様方、非常にご努力をいただいて、合併特例法という法律に基づく玉山区を設置し、区長さん、あるいは地域協議会、さらには総合事務所の体制整備をきちっと決めていただいた上での合併であったと。加えて、新市建設計画を強く申し出、学校整備、道路整備等も合併の際の体制づくりがきちっとできておったためだというふうに思っております。

そういったようなところで、10年目を迎えるに当たって、国のサイドも合併特例債の10年延長、新市建設計画の財源になっております。借金ではありますが、利息がないというような合併特例債が10年延期になりました。あるいはまた、他の県、青森県の浪岡なんかもそうではありますが、やはり10年でこの体制をやめるのは、一部地域を含めて不便になる地域もあるだろうということで、合併特例法に基づく地域自治区の延長を検討しているところもございます。あるいはまた、我々も視察等を行いましたけれども、10年前に次の段階は、地方自治法に基づく自治区にすると前もって決めておったところもございます。特に玉山のように吸収合併をされて、10年で一人前は不便だろうなというところでは、そういった工夫をしております。したがって、今回の提案はやはり合併特例債を10年延ばしたということは、新市建設計画も玉山区の場合は13事業残っております。旧市は1つだけしか残っておりません。新たに20億ぐらいの追加で進んでおります。玉山区については、やっぱり新市建設計画の終わる段階、合併特例債、国からの無利息の特例債が使える10年間、これについてはやはり法律に基づく玉山区の延長をお願いすると、最高の体制をお願いす

るという必要があるのではないかと。

それから、その中で特に新市建設計画、あと13事業残っておりますので、新市建設計画も10年で終わらないで、やはり延長をするべきだというふうに思っております。したがって、玉山区の延長、そして新市建設計画も、できれば合併特例債と同じように10年延長のお願いをしたらどうかと。

それから、玉山総合事務所についても、合併特例法絡みになるわけですが、今は5課体制、合併当初はもう少し教育委員会等の体制もございました。最低今の5課体制のお願いをしたらどうかと。できればこの間発生した水害、あるいは山林火災、非常にまずい対応もございました。これは本庁からの体制でしたので、防災体制を強化していただくとか、あるいは教育長が3年前に都南総合支所に移ったわけです。その原因ではないとは思いますが、全国学力テストで市内で一番悪いのが玉山区だったそうです。教育委員会がなくなったからということではないとは思いますが、やはり若干教育体制の不備もあったので、防災と教育は少し強化をした形で、今の5課体制を維持できるようにお願いをしたらどうかと。

それから、もう一つは、これは前にもお願いをして検討するという回答をいただいております。やはり本庁機能、玉山区が農林業の中心であります。市の総生産額の4%しか農林業はないそうでございますけれども、玉山区では5割以上の生産額になります。そういった意味では、都南総合支所には4課、5課、本庁機能が行っております。ぜひ玉山区に、「検討する」ということになっておりますので、改めて農林部の本庁機能を配置していただきたい。それについては、連絡事項、通信網等々の面からいって、本庁機能があるとなんでは全く違うわけでありまして、防災体制の際の連絡網の不備等もありましたけれども、本庁機能があることによって、その辺の改善にもなると。もちろん農林業の中心地ですから、農林業の振興に大きく結びつくというようなお願いをしたらどうかと。

といいますのは、これはうわさであります。11月に玉山区のあり方の基本方針が出ると聞いております。したがって、今回ご議論をいただいて、提案をして、その基本方針の参考にご検討をいただくことがとても大切かなと思っております。そして、27年度、審議会の条例改正等もございまして。そういった作業をしながら、28年の4月1日からは今の合併特例法に基づく玉山区の体制が引き続きあるように、ぜひお願いをしたいものだなと思っておりますので、よろしくご検討をお願いいたします。

以上です。

(竹田会長) 説明が終わりました。これから皆様方からの質問、あるいはご意見を承りたいと思います。ありませんか。

竹田委員。

(竹田委員) 佐々木委員はずっと何年もこの意見を述べてきたわけですが、なかなかこれがいい方向に向かわないのは、何か理由があつてこういうことになっているのでしょうか、そこをちょっと聞きたいと思いますが、佐々木委員は何年も前から、何とかこっちに移したいという希望を持っているのです。私もそばにいて、よくよく感じているのですが、何か理由があつてこれも絶対だめだという方向、そうではなくて何かいい兆しがあるとか、そ

ういう方向がわかればいいのですが。

(竹田会長) 農林部の話。

(竹田委員) はい。

(竹田会長) それ、区長さんにお尋ねでしょうか。

(福田区長) それでは、私から申し上げますが、いずれ佐々木委員の提案からいろんな形で市長に対して意見書を提出しながら来たわけでございますが、確固たる回答はないということが現実であるわけでございます。先ほども申されましたとおり、検討するというお言葉はいただいておりますが、その検討の内容について私もまだ掌握しておりませんので、その辺をお伺いするということについては、これはよろしいかと思えます。

(竹田会長) という答えでよろしいのでしょうか。

別に竹田委員さんの発言に対する答えというわけではないのですが、1つだけ申し上げておきたいのは、この協議会で市長に対する提言をするということで、全体でそれはそうしましようということになって、具体的にどういう形の内容の提言書にするかということにつきましては、編集委員会をつくってあるわけですが、そのところで最初に取りまとめをして、その上で皆さん全体にお諮りすると。しかる後に、よしとなれば市長に提言するという運びになって、具体的に編集委員会を2回ほど開催して、その集約を図っておるところでございます。本日もそのことにつきましては、ただいま提案されている案件が終わった後にご議論いただくということになっておるわけですので、その辺も踏まえた上でご検討いただければということで、一言申し上げました。

(佐々木委員) いずれ約束事項ですから、10年ですばっと切るのは約束事項です。そうであれば、何もすることは無い。お任せをすればいいわけですけれども、それでは余りにも立地条件の違う玉山区とすれば、行政サービスを受けにくいだろうと。したがって、今の合併特例法という法律に基づく体制を延長するのが一番いい体制なわけです。住民から見れば、合併をした役所から見れば、お金もかかるし、人員もかかるし、迷惑な話であります。しかし、住民サイドから見れば、今の最高の体制を維持したいと。その裏づけが、国が10年間の合併特例債を10年間延長しますと、こうなったことが最大の根拠であります。そうであれば、それを審査し、あるいは意見を申し上げて、新市建設計画、残っている13事業に結びつける体制がないと困りますので、あわせて体制の存続をする必要があるだろうという中身であります。

農林部の話は、前に「検討する」という答えをもらっていますので、これは付録でつけているのですけれども、問題は玉山区で10年やってきた体制をこのままあと10年、これは場合によっては5年になるかもしれませんが、この体制の継続の願いをし、地域住民の大きな変化に対応することが大事だと、こういう内容であります。

これは、きょうの会議は公開でありますし、あるいは「ひめかみ」という機関紙もあり

ます。こういったようなことで議論をしましたと、議論した結果こうでしたという内容を区民の皆様方にもお知らせすることができますので、あえて公開の場でご提案を申し上げるところであります。

ただ、地方自治法に基づく自治区については、以前提案申し上げましたが、盛岡市とすれば旧市も自治区をつくらなければならないので、これは無理ですときっぱりとお断りをいただいております。しかし、合併特例法の玉山区は玉山区だけの話でありますので、ほかの旧市のほうの変更には全く関係ございませんので、ほかの全国の各県でも議論が進んでおりますので、今のきちっとした行政サービスを受けやすい体制の維持継続というものは、玉山区とすれば必要なのかなという提案であります。

いろいろご検討いただいていると思いますが、いろんなご意見を出していただいで検討することがとても大事でありますので、よろしくお願ひしたいと、こう思うものであります。

(竹田会長) 大変詳しくご説明いただいているわけですが、皆さん方からのご意見ございませんでしょうか。

太田委員。

(太田委員) 私も佐々木委員さんの提案には賛成でして、いろいろ今までの過程を聞くと、やっぱりもう少し必要ではないかなというふうに思いました。先ほども佐々木委員さんから話がありましたけれども、教育の問題に関しても、学力テストだけの問題ではなくて、やっぱり旧市にばかり目が行っているので、実際玉山区における小規模校の問題であったりというのが余りスピーディーに解決されていないなというのがここ最近の現状でして、学校の先生たちも一生懸命頑張っているのですけれども、なかなか学力も上がらなかつたりとか、複式学級が多くて子供たちの面倒を見るのが大変だつたりとかという教育的な負担もあつたりとかというのものもあるのかなというふうに思いましたので、もう少し行政的なサービスもしっかりしてもらえれば解決できるのではないかなというふうに思っていますし、地域の皆さんもやっぱり小学校、中学校の問題とか、人数減っていますので、そういうのを少しでも早く解決してほしいなという要望は、この前も教育委員会から説明を受けたときにもお話ししたのですけれども、地域の皆さんのお話し合いでというようなやわらかいニュアンスでしたので、すぐ進むような状況ではないなというふうに感じましたので、こういう提案できたりとか、こういうふうに協議する場があればもっと解決に結びつけられるのではないかなというふうに思っていますので、私もぜひやっていただければなというふうに思っています。

以上です。

(齋藤委員) これは、もう今まで何回もやっていますよね。きょう佐々木委員さんが言っているこの提案は、玉山区を延長してもらいたい、総合事務所の組織体制を維持してもらいたい、これは今まで何回もやっていますよね。またこんなところで言ったってしょうがないですから、皆さんで提案して、いいかどうかやっていただければいいと思うのですが、どうでしょうか。

(竹田会長) 齋藤委員のお話, わかりました。

それで, 私さっきあえて申し上げましたのは, まちづくり提言書の中にも従来区としてやってきたことはほとんど継続してやってほしいという内容の提言書をまとめているわけです。ですから, それとの整合性も考え合わせながら結論を出してもらいたいなという思いもあって, さっきその提言書という, あえて問題といいますか, それを出してみました。ですから, 齋藤委員さんが言うように, 意見を出すかどうかということで, 佐々木委員さんの提案に対する賛意を示している方もありますが, 次の問題も含めて最終的には判断してもらいたいというのが私の思いで, 今まで申し上げております。ついては, この問題につきましては本日限りでこの問題に決着つけるのではなくて, 継続的に次回もまた議論してみるとかというふうなことで, まちづくり提言書を見ながらこの問題についても結論づけしていただければというのが私なりの思いでございます。

(佐々木委員) 今まちづくり提言書のお話があるのですけれども, それとこれは全く別です。一緒にされるものではなくて, まちづくり提言書のほんの一部なのです, これ。まちづくり提言書ですから, 地域住民の意見, アンケートを聞いて, こういう玉山のまちづくりをしたいという大きな視点での検討が, これが終わった後にあるわけですが, これは全く単純な話です。今の体制を継続することで, 市長さん検討してくれませんか。これが11月に方向を出すと言っていますから, きょうぎりぎりなのです。実は遅いかもかもしれません。出していただいて, 市の玉山区の将来のあり方の検討の材料に, 地域協議会では合併特例債と同じように当面今の体制の維持をするという声があると。それを含めて検討しなさいという担当部局へのご指示をいただきたい。まちづくりはもっと広い話ですから, 市の全体の総合計画, あるいは商工, 農林, 観光含めたまちづくりの議論になりますし, これは全くの組織体制のお話でございますので, 次の会の議論と一緒にするというだけでは意味がないというふうに思います。反論で済みません。

(竹田会長) それはいいですよ, 意見ですので。

これは, 設置期間の延長もそうですし, 組織体制の問題についても, このことは今までそれこそ何回も議論されてきたというお話ですが, いずれやっぱり住民の声, こうしたものが懇談会とか, あるいはアンケートの中とかでそれなりに出されてきているわけですので, そうしたものを踏まえながらまちづくりの大きな提言を出そうということで, 何回も言うようですが, まちづくり提言書を作成しつつあるわけです。このことは, 一つの手段としてそうした方法をとってほしいということでしょうから, 必ずしも相反する話ではないと, 私はそのように理解しておりますが。

(佐々木委員) では, きょうまちづくり提言書を議論して, 来週提出するという確約をもらえるのであれば, この内容をまちづくり提言の組織体制のところに入れていただくのであれば結構です。そうでないと時間ないですよ, もう。

(竹田会長) 時間……

(佐々木委員) 11月でしょう、まちづくりの議論、最終議論は。

(竹田会長) そうですよ。

(佐々木委員) そうすると、12月に入ってしまうのですよ。間に合わないのですよ、もう。体制整備には。

(竹田会長) そのタイムリミットの話は、どこから出てきているのですか。

(佐々木委員) うわさと聞きました。

(竹田会長) うわさ……。

(佐々木委員) では、区長か企画調整監に聞いてみたらどうですか。

(竹田会長) その辺はどうなっているのですか。

(皆川委員) うわさの話ではないです。前に佐々木委員さんが自治区延長ということを提案して、ここで話し合っただけなんですけれども、それはまず「延長はない」できたのですね、今も説明あったけれども。

(佐々木委員) それは地方自治法に基づく自治区。全然中身違います。

(皆川委員) 「地方自治法だか何だかでだめなのだよ」と。今度合併特例債が10年延長になったので、地域自治区も延長したらいいのではないかという話、それはわからない段階で、地域自治区がなくなった後に、10年過ぎたら私たちの地域はどのようにあればいいのかということ具体的に進めよう、話し合いしましょうということで、まちづくり提言書をつくる編集委員会がつけられました。そこで、2回話し合いしました。かなり詳しく話し合いました。そして、11年目からのあり方を一つにまとめました。それをきょう、この後、話し合いに持って行くのですけれども、そうすると今までの進め方は、10年を過ぎたときどうあればいいか、ありようを検討している最中に自治区延長の話が出ると、どういうふうに理解していったらいいのかちょっとわけがわからなくなってきたのですが。

(佐々木委員) まちづくり、10年後をどうするかという議論は、それは大きな話で、大いに議論して結構だと思います。ただ、我々は今玉山区がなくなるのですよ、1年後に。行政サービスをどう受けるかというのは、誰が考えてもわかりますよ。だったら、今が最高の体制なのです。当時の皆さん、あなたも合併協議会の委員だったでしょう。あなたも助役さんでしょう。最高の体制をつくってくれたわけです。これで何人かの住民は、村の時代と一つも変わっていないよ、いいサービス受けていますよ、盛岡まで行かなくても用足りま

すよ、総合事務所で。それを延長するのが今の段階では一番いい。まちづくり提言書で、ではこれ以上の体制を要望できるかといったら、できないのです。だから、これを要望しておいて、ではどういう回答が来るかということになると、同じ法律の中で合併特例債の延長が10年決定しているのです。これで断る理由は何もない。そうだとすれば、別な法律に基づく体制整備にするとか。だから、あくまでも合併特例法に基づくのは最高なのだけれども、できれば条例にしてくれとか、何かにしてくれという回答になるかもしれない。だけれども、願いをするときは最高の願いをしなければならぬのです。だから、そういう意味でこれは最高の願いなのです。これ以上の願いはないのです。ですから、その議論を皆さんでしていただいて、多数決でこんないいのだというのであれば、ここで落ちて結構です。地域協議会は今の体制ではない、もっといい体制考えるのだということであれば、それで結構ではないですか。私は議論するために出していますから。私一人の意見で市長に出すわけにはいきませんので。だから、いいではないですか。まちづくり提言の中でやろうよというのであれば、それでも結構だと思う。ただ、私はタイムリミットまで時間がないのではないかと。だから、それとこれを一緒に議論して、まちづくり提言を今回の地域協議会での議論にして、提出を早めるぐらいの議論になれば結構な話ではないでしょうか。

(竹田会長) 何回も言うようだけれども、そのタイムリミット云々とさっきから言っておりますけれども、これどうなのでしょう。提言にタイムリミットなんて設けているのでしょうか。私は、もう提言は、いつでもそれは出せる内容のものだと思っております。ですから、議論は当然されていいわけですが、何もきょう結論を急がなくて、やっぱり皆さんが納得する形で、では市長に出そうというふうにならない限り、正直言って質問といっても余り出ていないし。さきのまちづくり提言書の話も出ているわけですので、その辺をまず、これがだめだというわけではないですが、その辺も目を通しながら、そっちの内容も理解しながら、これとの対比もしてみながら、結論づけたらどうなのでしょう。

(佐々木委員) 結構ですから。多数決とってください。それでだめなら、私は諦めますから。提言を下げます、その時点で。まちづくり提言には一切文句言いません。

(竹田会長) まちづくり提言の関係は、佐々木委員さんもメンバーですから、それも当然だと思いますが。

(佐々木委員) だから、今齋藤委員さんがおっしゃるように、今回出すか出さないかというのを決めていただければ、私是一向に構わないのです。まだ早いというのであれば、次の議論をしていただいて、12月にお出しいただくことでも結構。ただ、この中身についてご異論があるなら、今回議論したほうがいいのではないですか。

(竹田会長) それは何回も皆さんに聞いているように、意見があるかということでやっているから。そんなに意見も出ていないわけですから。私からすると、そろそろ結論を出したいと思いますが、この案件について、継続審議とするか、それとも意見を付して、今回市長

に提出するというふうに決定するか、いずれかの方法に決することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(竹田会長) それでは、最初にこの案件を継続審議とすることに賛成の方、挙手を求めます。

(挙手なし)

(竹田会長) 1名もございません。

それから、意見を付して市にこれを提出する、いわゆる提案する、これについて賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(竹田会長) 5名でございます。きょうの出席者の過半数でございます。
では……

(「欠席している人は1人に数えられるんですか」の声)

(竹田会長) 出席者で採決ですので。それで問題はないでしょう。事務局、どう。

(「欠席した人は数の多いほうに加わるんですか」の声)

(竹田会長) 一般的には、ここで数の多いほうに決することになると思います。それで問題ないでしょう。

(佐々木企画調整監兼総務課長) いずれ一般的には出席した委員の過半数で決するということになるということだと思います。

ただ、ちょっと取り扱いですけれども、次の提言書の関係も自治区の延長ということになると、全て変わってくるような内容になりますので、その辺のこれからの進め方も含めて、一旦閉じてからでもよろしいかとは思いますが、これを提出するとなるとちょっとまた協議をさせていただかなければならないというふうに思います。

(竹田会長) そのことについて、私再三申し上げているように、次のまちづくり提言書の内容と矛盾しないかということをお願いしているわけですが、提案者は「矛盾しないよ」と再三言って、皆さんを説得しているわけですが、私はよく考えてみると、提言書はやっぱりそういう意味では将来の、区の設置が終わった後のまちづくりと申しますか、あり方を提言しようとしているわけですので、この今佐々木委員さんから提案されているのは、これは全然矛盾しないとはいっても、やっぱり仕組みを延長することですので、仕組みはいい

まちづくり、望ましいまちづくりをするための手段でしょう。ですから、そういう意味では非常に整合性といいますか、矛盾しないようにしっかり考えて取り扱っていかねばならないだろうというふうに考えたから、再三にわたって次の問題もよく理解しながら結論出す方法もあるのではないかという意味の発言もしてみましたが、しかし皆さんの多くがこの案を取り上げるということでございますので、本日の会議ではこの案を市長に提出するという事に決定することになります。

(佐々木委員) ありがとうございます。

(竹田会長) それでは、3号議案につきましてはこれで終わります。

時間も大分押しておりますが、議事はこれで全部出された案件は終わりました。

6 その他

(竹田会長) 次第の6番にその他というのがありますが、このその他につきましては、過般の地域協議会の皆さんの研修の結果について報告をさせていただきます。

副会長の村山から申し上げます。

(村山副会長) それでは、時間もないようですのでこの場所で報告をさせていただきます。

去る7月17日から18日の2日間、愛知県豊田市と岐阜県岐阜市で今年度の委員の研修を行いましたので、私からその概略をご報告したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、1日目の豊田市については、地域課題に取り組む市民団体を公募して、その事業内容を地域協議会が審議し、採択された団体に市が財政支援を行い、地域づくりの多様な担い手の育成などを図っているわくわく事業について聞いてまいりました。また、地域協議会が住民の合意形成を図りながら事業計画を作成、市へ提出して、市ではそれを受けて翌年度の予算編成に反映させたり、事業に取り組んでいく地域予算提案事業というのも研修してまいりました。これらを通じて地域協議会が主体となり、行政、地域などとかかわり、活動をする事例を研修してまいりました。

それから、2日目の岐阜市については、玉山区と同様の地域自治区を設置している柳津町で柳津地域協議会の活動を研修しました。市町村合併後の地域課題や地域自治区の設置期間満了後に向けた地域の体制づくりなどについて懇談を行いました。その後、道の駅柳津と新市建設計画によって整備された名鉄柳津駅・駅前広場を視察してまいりました。

報告書には、その研修についての詳細が記載しております。今回研修に参加された委員の所感も掲載しておりますので、それをごらんいただければと思います。

両事例ともそれぞれ固有の地域事情や地域の特色に合わせた施策が展開されておりまして、住民が主体的に活動し、まちづくりや地域課題の解決にかかわっている様子が非常に印象に残りました。現在玉山区の設置期間が満了する平成27年度末に向けて、地域の特色を生かしたまちづくりの継承やさらなる発展を見据えた検討を行っていく私たちにとっては、参考となる事例や意見が多く得られたように思っております。

簡単でございますが、視察研修の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(竹田会長) ただいまの報告について、皆様方から何かございますか。

(「なし」の声)

(竹田会長) 暫時お待ちください。

(佐々木企画調整監兼総務課長) 済みません、会長さん、よろしいでしょうか。

(竹田会長) はい。

(佐々木企画調整監兼総務課長) 先ほどの審議事項の関係でございますけれども、議決といたしますか、多数決のところなのでございますけれども、先ほど申しあげましたように、出席した委員の過半数があれば一般的には成立といたしますか、多数決ということになるのですけれども詳細を決めておりませんでした。同数の場合については会長さんの決するところというのが一般的なのかもしれないけれども、その辺のところ、今11名中5名の賛成ということもございましたので、もう一度確認をさせていただきたいなというふうに思います。

ついては、今まで再三申しあげていますように、この後に報告しようと思っておったのですけれども、まちづくり提言書の作成に当たって編集委員会を設けていますけれども、第1回目の編集委員会の際、5名の皆様方で構成しているわけですが、その際には両論併記ということで、自治区の延長を前提の提言書にするか、あるいは自治区の延長というのではなくて、期間については10年間という約束で合併をしておりますので、10年間を経過した後の後継組織にいわゆる今の機能を持たせるかという議論をしていただき、結果として、後継組織でいきたいと思いますものがございます。

最初にそういったのも説明をしながら採決ということになればよかったですでしょうけれども、内容的には今佐々木委員さんが提案したような中身も全部盛り込んだような形の提言書になっております。これと、佐々木委員さんの提案は違うと言いますけれども、提言書は今申しあげているような中身になっておりますので、全く違うものではないというふうなことでございます。

(佐々木委員) 事務局として話ししてください。市役所の職員ではなく。やめろというならやめていいよ。

(佐々木企画調整監兼総務課長) もう一度確認をさせてほしいということです。

(佐々木委員) 言いたくないけれども、まちづくり提言書を見たか。10年も約束は守って、守った上で何かないかといったら、任意の団体しかないのです。法律に基づく地域協議会だとか、区長だとか、総合事務所なんかあり得ないのですよ。

(佐々木企画調整監兼総務課長) ですから、第1回目の編集委員会の際に、自治区の延長でま

ちづくり提言書の作成をしますか、それとも延長ではなくて後継組織を核としたまちづくりにしましょうかということで提案をしたわけです。委員の皆様方は、自治区の延長はないということでのつくりになっていますので、その辺のところも踏まえながらというお話を申し上げているのです。

(佐々木委員) 今5人の賛成いただいたのだから、提言したらいいのではないかと、別に。問題も何もないよ、これ。

(佐々木企画調整監兼総務課長) ですから、最終的に確認をさせていただいてということで、先ほど11名の出席の中で5名でしたので。

(佐々木委員) 議長は入れられないのだから、それでいいのだ。多数決なのだ。

(佐々木企画調整監兼総務課長) まず、もう一度確認をさせてもらいたいということでございます。

(佐々木委員) 何も問題はないから、いいのだ。そうすると、まさに条例にしてくれとか、地方自治法にしてくれとかという法律のバックのある文言の回答が来ると。これ決まっているわけです。それでなくても任意団体よりはいいでしょう。任意団体でうまくいっていないの、いっぱいありましたよね。

(竹田会長) 事務局。

(佐々木企画調整監兼総務課長) 申しわけありません。先ほどの話を訂正させていただきます。地域協議会の運営方針、マニュアルを作成しております。その中で、同数の場合の決し方について、定めておりました。議事については出席委員の過半数で決しまして、同数の場合については議長が決するところということになっておりますので、そこをもう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

(竹田会長) それでは、さっきの佐々木委員から提案のありました案件の件でございますが、私賛成者の確認をしたときに5名だったとっておりますので、私を除く委員の過半数は占めたものかなと思って審議を進めたわけですが、確認した結果5対5ということになるわけですね。

(佐々木企画調整監兼総務課長) 賛成の方が5名だったということで、あの方方は挙手しておりませんので。

(佐々木委員) 棄権もあるわけですよ。反対の意見、挙手とれないから。

(竹田会長) 暫時休憩します。

(休憩)

(16 : 43)

(再開)

(16 : 51)

(竹田会長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

さっき佐々木委員から提案ありました案件について採決の確認をいたしたところございまして、その取り扱いについての確認をいたしたところございまして、会議の決定はそのとおりでかわりはございません。そういうことで、今後は市長に提案をするということになります。

以上で本日予定されております案件につきましては全部終わりました。

事務局から何かありますか。

(佐々木企画調整監兼総務課長) ご苦労さまでございました。また、先ほどは大変失礼いたしました。事務局から何点か事務連絡がございます。

まず、第1点目でございますけれども、前回佐々木由勝委員から提案のありました担当部署から情報提供を受けた上で継続審議することとしておりました新市建設計画における未着手事業の方向性についてという提案をいただいております。これについては、次回、11月に予定されております地域協議会の際に担当部の市長公室から報告が予定されているところでございます。

それから、今総務部とここの総合事務所の事務事業の調整を行っているところでございます。口頭では前にも何回か皆様方にお知らせをしておりましたけれども、今やっと本庁とそれぞれの玉山総合事務所の関係課との調整が終わりまして、まだ未調整のものが39項目ほどございます。未調整の主なものとしたしましては、いずれ本庁とすると統合したほうが良いという考え方があるのですけれども、玉山総合事務所とすると、やはりサービスの低下につながるということから、これについてはこちらで引き続き10年以降についても事務を継続したいということ等で、未調整のものが39ございます。これについては、総務部職員課が入って、これからヒアリングをして方向性を出していくという作業に入ることになります。できれば総務部では、11月の次回の地域協議会の際にその状況について報告をしたいなということで今作業を進めているということでございまして、これについては玉山総合事務所の主管課であります当総務課も一緒に入ってヒアリングに臨みたいと思っておりますので、玉山総合事務所の立場からのお話をしながらヒアリングには臨んでいきたいと思っております。

それから、もう一点でございますけれども、次回開催の地域協議会でございますけれども、11月の下旬ということになっているわけでございますけれども、提案を考えている部署から強い要望がございまして、できれば11月14日に開催をしてほしいということがございまして、通常20日以降に開催をしておいたものを前倒しをしまして、11月14日に開催することとしたいと存じておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

事務局からは、以上3点でございます。

7 閉 会

(小原事務長) 長時間にわたりまして大変ありがとうございました。いろいろと不手際等もありましたことをおわび申し上げたいと思います。

以上をもちまして第55回盛岡市玉山区地域協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(16時55分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課

地域政策グループ

担当者 加藤

TEL683-2116 (内線 218)

FAX683-1130

E-mail tm.soumu@city.morioka.iwate.jp